



福岡医発第2935号

平成26年 3月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助に係る事業計画書の提出について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成25年度補正予算における有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業につきましては、平成26年3月12日付け福岡医発第2910号（地）にて実施要綱及び交付要綱について取り急ぎお知らせしております。

今般、国からの実施要綱及び交付要綱の発出を受けて、福岡県保健医療介護部医療指導課において本補助事業の対象となる有床診療所・病院等管理者宛に別添のとおり事業計画書等の提出依頼がなされることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、本補助事業の積極的な活用について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、補助対象は、国からの内示（内定）後のものとなります。内示（内定）前に着工したもの、また、平成26年度中に工事が完了しないものについては対象外になりますのでご注意ください。

記

1 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

2 事業内容

消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、当該の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、以下の事業を行う場合

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）
- (2) 自動火災報知設備整備（300 m²未満の施設に整備する場合）
- (3) 火災通報装置整備（500 m²未満の施設に整備する場合）

※市町村が定める条例につきましては、所管の消防本部等に照会ください。

※補助対象等の詳細については、別添の補助計画上の留意点及びQ&Aを参照ください。

※Q&Aは、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/spri.html>）を参照ください。

3 提出期限

平成26年 4月18日（金）

4 提出書類

(1) スプリンクラー等施設整備事業計画書（様式2）

(2) 参考資料

① 整備図面（対象面積が読み取れるもの）

② 見積書等（対象経費の実支出予定額の根拠となるもの（工事内訳書含む））

(3) 連絡先登録票

※(1)及び(3)の様式は、以下のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/spri.html>

5 問合せ及び郵送先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

電話 092-643-3274

25医指第4576号
平成26年3月14日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡支部
社団法人福岡県助産師会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助
に係る事業計画書の提出について

本県保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、県内の有床診療所（歯科含む）、病院及び入所施設を有する助産所に対
して、別紙のとおり通知しておりますことをお知らせします。

有床診療所管理者 }
病院管理者 } 殿
入所施設を有する助産所管理者 }

福岡県保健医療介護部医療指導課長

有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助
に係る事業計画書の提出について

日頃より、本県の保健医療行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省から、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る補助金交付要綱が発出されたものです。

つきましては、補助金の交付を希望される場合は、下記のとおり事業計画書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

2 事業内容

消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、以下の事業を行う場合。(詳細については、貴院を管轄する消防本部にお問い合わせください。)

(1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)

(2) 自動火災報知設備整備 (300㎡未満の施設に整備する場合)

(3) 火災通報装置整備 (500㎡未満の施設に整備する場合)

※補助対象等の詳細については、別添の補助計画上の留意点及びQ&Aを御参照下さい。

※県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/spri.html>) において、Q&Aは随時更新します。

3 提出期限

平成26年4月18日(金)

4 提出書類

(1) スプリンクラー等施設整備事業計画書(様式2)

(2) 参考資料

① 整備図面(対象面積が読み取れるもの。)

② 見積書等(対象経費の実支出予定額の根拠となるもの(工事内訳書含む)。)

(3) 連絡先登録票

※(1)及び(3)の様式は、以下のアドレスでダウンロードできます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/spri.html>

5 問合せ及び郵送先(FAX不可)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係 電話番号(092)643-3274



医政発 0307 第3号

平成26年3月7日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について

有床診療所等におけるスプリンクラー等施設整備に対して補助を行うこととし、別紙のとおり「有床診療所等スプリンクラー等整備事業実施要綱」を定め、平成26年2月6日より適用することとしたので、通知する。

貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発 0307 第3号

平成 26 年 3 月 7 日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

消防法施行令及び火災予防条例において、平成 26 年 2 月 6 日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。



厚生労働省発医政0307第1号

平成26年3月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公印省略)

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成26年2月6日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0307第1号 平成26年3月7日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2（略） （交付の対象） 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、川崎市及び名古屋市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、<u>（11）</u>、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（10）（略） <u>（11）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u> <u>平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u>	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0515第2号 平成25年5月15日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 1、2（略） （交付の対象） 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、川崎市及び名古屋市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （1）～（10）（略）

改正後	改正前
ア <u>都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u> イ <u>次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、</u> <u>都道府県が補助する事業</u> (ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人 (エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者 4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、 これを切捨てるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (11) ア <u>都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u> ア <u>次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と</u> <u>を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> イ <u>アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した</u> <u>額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</u> (7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (11) イ <u>都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u> ア <u>次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と</u> <u>を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> イ <u>アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した</u> <u>額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額</u>	4 (略) (交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、 これを切捨てるものとする。 (1)～(5) (略)

改正後

とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
有床診療所等 スプリンクラ 一等施設整備 事業	当該施設の対象 面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積 1 m ² 当 り 基準単価 17 千円	スプリンクラー（パッケージ 型自動消火設備を含む）整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	二
	300 m ² 未満の施 設に自動火災報知 設備を整備する場 合 1 か所当たり 1,000 千円	自動火災報知設備整備のた めに必要な工事費又は工事請 負費		
	500 m ² 未満の施 設に火災通報装置 を整備する場合 1 か所当たり 300 千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		

(注) (略)

6～7 (略)

改正前

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

(注) (略)

6～7 (略)

改正後	改正前
(申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめるうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までにを行うものとする。</u> 10～11 (略)	(申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめるうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。 10～11 (略)

改正後	改正前
(遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u> 13～15 (略) 別表 (略) 第1号様式～第8号様式 (略)	(遂行状況報告) 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) (1) 以外の場合 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 13～15 (略) 別表 (略) 第1号様式～第8号様式 (略)

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0307第1号
平成26年3月7日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、川崎市及び名古屋市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（11）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）、及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業
イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事

業協会を除く。)が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業
- (2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- (3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業
- (4) 研修医のための研修施設整備事業
- (5) 臨床研修病院施設整備事業
- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

(10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ⑦ 5床以下 240㎡ ④ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 58,808千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、	3分の1 （ただし 沖縄県に あつては 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医のための研修施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室)	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に226千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 診療部門 30㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度と する。)	産科医療機関として必要な 次の各部門の新築、増改築及 び改修に要する工事費又は工 事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	3分の1	1か所につき 666千円
死亡時画 像診断シ ステム施 設整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施に必 要な施設の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事 請負費	2分の1	—
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とする。 対象面積1㎡当たり 基準単価 17千円	スプリンクラー（パッケー ジ型自動消火設備を含む）整備の ために必要な工事費又は工事請 負費	定額	—
	300㎡未満の施設に自動 火災報知設備を整備する場 合 1か所当たり 1,000千円	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請負 費		
	500㎡未満の施設に火災 通報装置を整備する場合 1か所当たり 300千円	火災通報装置整備のために必 要な工事費又は工事請負費		

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

- 6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件(この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。)を付さなければならない。

(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
- 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。
- ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、国は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行

うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

- 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設 の 名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分			
			A	B	C	D
へ き 地 診 療 所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブ ロ ッ ク	109,800	109,800	109,800	109,800
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブ ロ ッ ク	117,900	117,900	117,900	117,900
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブ ロ ッ ク	109,800	109,800	109,800	109,800
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブ ロ ッ ク	117,900	117,900	117,900	117,900
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900
研 修 医 の た め の 研 修 施 設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブ ロ ッ ク	164,300	156,500	148,600	140,800
		木 造	187,700	178,800	169,800	160,800
へ き 地 保 健 指 導 所	一 般 地 区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブ ロ ッ ク	109,800	109,800	109,800	109,800
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離 島 豪 雪 地 区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブ ロ ッ ク	117,900	117,900	117,900	117,900
		木 造	134,900	134,900	134,900	134,900
臨 床 研 修 病 院		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブ ロ ッ ク	164,300	156,500	148,600	140,800
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブ ロ ッ ク	146,700	139,700	132,600	125,700
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブ ロ ッ ク	164,300	156,500	148,600	140,800
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブ ロ ッ ク	109,800	109,800	109,800	109,800
		木 造	126,000	126,000	126,000	126,000
医 師 臨 床 研 修 病 院 研 修 医 環 境 整 備		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,000
		ブ ロ ッ ク	163,800	156,000	148,100	140,400
		木 造	187,400	178,500	169,500	160,600
産 科 医 療 機 関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブ ロ ッ ク	146,700	139,700	132,600	125,700
		木 造	168,000	159,900	151,900	143,900
	宿 泊	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600

	施 設	ブ ロ ッ ク	163,800	156,000	148,100	140,400
		木 造	187,400	178,500	169,500	160,600
死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 施 設 整 備		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	年度
------	----

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	病院	有床歯科診療所
助産所(入所施設を有する)		
施設名	団体名(開設者)	所在地

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 平成 年 月 日	竣工 平成 年 月 日

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 (㎡)	対象経費の 実支出(予定) 額 千円	病床数 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数) 床	収容人員 人	延べ床面積 (施設(棟)全 体) ㎡	主な診療科 〇〇科	一日平均入院 患者数 (直近の報告) 人/日	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造 1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	内装の仕上げ 1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数 回/年	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無 1:有 2:無	消火器の有無 1:有 2:無	自動火災報知 設備の有無 1:有 2:無
A	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備														
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円
B 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円
C 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数) 床	収容人員 人	延べ床面積 (施設(棟)全体) ㎡	主な診療科 〇〇科	一日平均入院患 者数 (直近の報告) 人/日	夜間の職員 実配置人数 人	棟の建築構造 1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	内装の仕上げ 1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数 回/年	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無 1:有 2:無	消火器の有無 1:有 2:無	自動火災報知 設備の有無 1:有 2:無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	0 円	1,000,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	300,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

※収容人員の算定は、
1. 医師、看護師等従業員の数、
2. 病床の数、
3. 待合室の床面積の合計を3㎡で除した数
この3つを合算したもの。

計画年度

26年度

施設の種別(○をつける)		
☒ 有床診療所	病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)	所在地
〇〇診療所	厚労 太郎	東京都千代田区111-1

棟内での配備状況
(申請時時点)を記載

棟内での配備状況
(申請時時点)を記載

棟内で配備状況
(申請時時点)を記載

1. 整備事業計画概要

スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)設置にかかる工事費又は工事請負費

棟全体における
延べ床面積

スプリンクラー設置対象となる
整備部分の状況(申請時時点)
を記載

整備事業期間

スプリンクラー等施設整備事業期間

着工 平成 26 年 8 月 1 日 竣工 平成 26 年 10 月 1 日

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ※小数点第1位四捨 五入	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッド 数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日		1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A 〇〇診療所	1	200	5,000	10	40	280	内科	50	0	1	1	1	1	1	2
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積(B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 5,000,000 円	200 ㎡	17,000円/㎡	3,400,000 円	3,400,000 円
B 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円
C 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッド 数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日		1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備	※上記と同様											
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	900,000 円	1,000,000 円	900,000 円
火災通報装置	0 円	300,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度

26年度

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)	所在地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区222-2

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約3ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 (100㎡未満は1位四捨五入)	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッ ド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全 体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A 〇〇病院A棟	1	2500	40,000	40	200	2800	外科	100	3	1	1	1	1	1	2
B 〇〇病院B棟	1	2000	35000	30	180	2500	精神科	100	2	2	3	1	1	1	1
C 〇〇病院C棟	3	800	16000	20	75	950	小児科	100	2	2	3	1	2	1	2

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

	スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) (※小数点第1位四捨五入)	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 (※千円未満端数切り捨て)
A	40,000,000 円	2,500 ㎡	17,000円/㎡	42,500,000 円	40,000,000 円
B	35,000,000 円	2,000 ㎡	17,000円/㎡	34,000,000 円	34,000,000 円
C	16,000,000 円	800 ㎡	17,000円/㎡	13,600,000 円	13,600,000 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設の ベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 (※千円未満端数切り捨て)
自動火災報知設備	0 円	1,000,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	300,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	26年度
------	------

施設の種別（○をつける）		
有床診療所	病院	有床歯科診療所 助産所（入所施設を有する）
施設名	団体名（開設者）	所在地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区333-3

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約1ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載（行が不足する場合には適宜行を追加すること）

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ㎡（小数第1位四捨五入）	対象経費の 実支出（予定） 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッド 数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動 消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A															
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) ※小数第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円
B 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円
C 0 円	0 ㎡	17,000円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備	20	30	280	内科	50	1	1	1	1	1	1	2
火災通報装置	※上記と同様											

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	1,200,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
火災通報装置	250,000 円	300,000 円	250,000 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A【福岡県】

平成26年3月14日現在

No.	問	回答	備考
<補助対象について>			
1	「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の事業内容及び補助対象は。	①スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している平成26年2月6日現在で、設置義務のかかっていない棟にスプリンクラーを整備する際の工事費について補助するもの(基準単価17千円/補助対象面積1㎡と実際にかかる工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの。 (消防法施行令第12条及び各自治体の火災予防条例に規定する基準を満たす必要があります。) ②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している300㎡未満の棟に自動火災報知設備を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価1,000千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの。 (消防法施行令第21条及び各自治体の火災予防条例に規定する基準を満たす必要があります。) ③火災通報装置整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500㎡未満の棟に火災通報装置を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの。 (消防法施行令第23条及び各自治体の火災予防条例に規定する基準を満たす必要があります。)	H26.3.14掲載
2	スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方は。	補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。病棟がある棟であれば、その棟の中にあるナースステーション、受付等及び事務室も補助対象面積に含める。	H26.3.14掲載
3	スプリンクラー等(自動火災報知設備・火災通報装置含む)施設整備は新規設置の場合のみ対象となるのか。	そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。	H26.3.14掲載
4	スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連結型スプリンクラーの設置は可能か。	可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる施設について議論がされており、水道連結型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である(詳細についてはNo.31参照)。	H26.3.14掲載
5	スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することは可能か。	可能である。なお、その際事業計画書においては棟ごとに必要事項(建築構造・主な診療科等)を記載していただくことになる。	H26.3.14掲載
6	自動火災報知設備整備、火災通報装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。	単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。	H26.3.14掲載
7	予算額を越える要望があった場合の取り扱い。	予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分(スプリンクラー・自動火災報知・火災通報装置)ごと、またスプリンクラーにおいては更に棟ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては棟ごとに申請いただくため、整備図面及び見積書もそれぞれわけて作成していただくことになる。	H26.3.14掲載

8	個人開設の病院・診療所は補助対象か。	補助対象となる。 国が開設する施設を除き補助対象となる。 (※国の機関は対象外 例:刑務所診療所・自衛隊診療所 等)	H26.3.14掲載
9	第3回有床診療所火災対策検討部会資料3-11において、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける基準の見直し案が示されているが、今回の補助金の補助対象とはならないのか？	本補助金においては、スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)、自動火災報知設備、火災通報装置が補助対象である。 補助散水栓は、消防法施行令第12条第2項第8号により、「スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができること。」とされており、スプリンクラー設備の一部であると言えることから、スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、本補助金の補助対象となる。 屋内消火栓は消防法上、スプリンクラーとは別の消火設備であるため、本補助金の補助対象とはならない。	H26.3.14掲載
<事業計画書の記載方法>			
10	延べ床面積には、棟内に医療機関以外の施設がある場合、その部分を含めるのか。	延べ床面積であるので医療機関以外の部分も棟内にあるということであれば含めます。	H26.3.14掲載
11	整備面積(補助対象面積)には、棟内に医療機関以外の部分がある場合、その部分を含めるのか。	整備面積(補助対象面積)は医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分(例:住宅部分等)については含めない。	H26.3.14掲載
12	様式2の「病床数」は、許可病床か。	貴見の通り。	H26.3.14掲載
13	収容人員中、医師看護師等従業員の算定方法(時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	収容人員は、防火管理者等の配置のために算定した消防当局に報告等を行っている員数を記載。 ○消防法施行規則第1条の3の算定方法による算出 次に掲げる数を合算して算定 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 (従業者の数は、常勤・非常勤に関わらず業務に従事している者の実員の数) 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 ※ 消防当局に収容人員の報告等を行っていない場合においても、上記により算出して記載。	H26.3.14掲載
14	主な診療科は一つ記載か。	「主な」という範囲内で複数回答可。	H26.3.14掲載
15	一日平均入院患者数の算定方法(直近の報告とは、病床設置後間もない施設の取扱い、棟or施設、計算期間等)	医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度において、都道府県に報告している直近の数字を登録。 ※前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数。入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。(立入検査要綱の定義と同じ)	H26.3.14掲載
16	夜間の職員実配置人数の算定方法(何の数値、時点、常勤換算or頭数、複数棟兼務の場合等)	午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1ヶ月間における平均的な人数)を記載。	H26.3.14掲載
17	収容人員、延床面積、一日平均入院患者数、夜間の職員実配置人数の端数処理の方法	収容人員、延べ床面積、夜間の職員実配置人数は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数字を登録。 一日平均入院患者数にあっては、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位の数値を登録(立入検査要綱の定義と同じ)。	H26.3.14掲載
18	建築構造や内装仕上げで複数該当する場合はどう記載するか。	主に採用されている構造や仕上げを回答していただきたいが、同程度の割合の構造が複数ある場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火、可燃)を選択すること。	H26.3.14掲載

19	消火訓練及び避難訓練の実施回数の対象期間はいつか。	今回は平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)に行った実施回数	H26.3.14掲載
20	対象面積が読み取れる整備図面とはどの程度のものか。(求積図等必要か。)	平面図(寸法入りのもの) なお、収容人員算出のための待合室の面積がわかる必要はない。	H26.3.14掲載
21	補助金の実績を報告するにあたり、当該医療機関を管轄する消防本部の「消防検査済証」の提出は必要か。	必要である。 なお、交付決定時にも改めて周知する予定であるが、実績報告書の提出時に「消防検査済証」も併せて提出していただく。	H26.3.14掲載
22	設置義務のない医療機関にスプリンクラー等を設置して、各消防本部から「消防検査済証」を発行してもらえるのですか。	はい。管轄の消防本部に依頼すれば発行してもらえます。 ただし、質問No. 1に記載している消防法施行令及び各自治体の火災予防条例に規定する基準を満たす必要があります。	H26.3.14掲載
<補助申請上の留意点>			
23	交付額の算出はどのように行うのか。	当該事業は補助率を設けない「定額補助」となっており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。	H26.3.14掲載
24	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。	国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事着工し、26年度中に工事完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着手が発覚した場合には交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申請をもって着手することも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うことであれば対象とすることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)	H26.3.14掲載
25	補助金を使用して整備したスプリンクラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。	補助金を受けて得た財産を、取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)に基づき、制限がかかる。処分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいただくことになる。	H26.3.14掲載
26	補助金を申請する場合の必要書類は何か。	①事業計画書(様式2)・②補助対象面積を表す図面並びに事業費の算出根拠となり得る見積書(可能な限り2社以上)等・③連絡先登録票、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。	H26.3.14掲載

27	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。	(独)福祉医療機構においては、医療施設のスプリンクラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受けたスプリンクラー等設置整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設整備に対する融資と比較して、融資率の引上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問い合わせ願いたい。 ◎医療施設のスプリンクラー等融資の問合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 Tel:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 Tel:06-6252-0219 (参考1)医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置 ① 融資率を通常80%→90% ② 通常貸付利率 基準金利から△0.5(当初5年間)の優遇融資を実施	H26.3.14掲載
<執行に当たって>			
28	予算額を超える要望があった場合は、国が予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うのか。	貴見の通り。	H26.3.14掲載
29	医療施設整備費補助金のメニューに入っているが、27年度以降も補助があるものと考えてよいのか。	今後も、設置義務化範囲の拡大等に対応する補助金の確保に努めたい。	H26.3.14掲載
<スプリンクラーの設置義務等について>			
※No.29以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。			
30	スプリンクラーの設置義務範囲について。	現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000㎡以上の病院、6000㎡以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所ともに3000㎡以上の施設には、設置義務がかけられる予定。また、3000㎡未満であっても面積にかかわらず、職員が避難誘導に専念する必要のある施設についても、設置義務がかけられるという方向で議論が進んでいる。 具体的に設置義務が免除される施設として議論が進んでいる施設は以下のとおり。 ①入院が常態化していない施設: 入院が常態化していないといえる一日平均入院患者数が1人未満となる施設※ ※公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。 ②自力避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設: 入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科(特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定)である施設。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】	H26.3.14掲載

31	福祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。	スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。 具体的には、以下の要件が検討されている。 ・ 1000㎡以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造(※1)の床・壁で200㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備(※2)を設け、廊下等の内装を準不燃材料(※3)、その他の部分の内装を難燃材料(※4)で仕上げたもの ・ 1000㎡未満の施設については、居室とそれ以外の部分を準耐火構造(※5)の床・壁で100㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備(※6)を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの ※1耐火構造:建築基準法第2条第7号 ※2特定防火設備:建築基準法施行令第112条第1項 ※3準不燃材料:建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料:建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造:建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備:建築基準法第2条第9号の2 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】	H26.3.14掲載
32	水道連結型スプリンクラーの設置が認められる範囲について。	現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000㎡未満の施設については水道連結型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。 なお、1000㎡以上の施設における、通常のスプリンクラー設備に代替する例外措置については、引き続き検討を行っているところである。 【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】	H26.3.14掲載
33	スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる範囲について。	通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでどおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができるという方向で議論が進んでいる。 ※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号 七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室 ハ レントゲン室	H26.3.14掲載
＜既出Q&Aについての疑義＞			
34	「Q&AのNo.29～32」については、消防庁の火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。」となっているが、現時点では補助対象等が決まっていないということか。	平成25年度補正予算における補助対象は、設置義務がかかるかどうかは、直接関係がない。 しかしながら、義務化対象拡大の範囲及び設置が認められる通常型、水道連結型などの機種については、事業者がスプリンクラー等を設置するかどうかを判断する上で重要なことであるため、お知らせすることとしている。	H26.3.14掲載
35	「Q&AのNo.29」で設置義務の免除として産科があるが、助産所も同様と考えてよいのか。	同様と考えて良い。 なお、免除の方向で議論が進んでいる状態である。	H26.3.14掲載
36	整備するスプリンクラー等の種類について、面積等に応じた規定はないのか。	Q&AのNo.29記載のとおり、1,000㎡未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。	H26.3.14掲載

補助事業計画上の留意点

- ① 事業計画の提出は、補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要があることから、県や国による事業計画の不採択、補助事業の廃止等により、補助金等の交付がされない場合があること。)
- ② 平成26年度末までに必ず竣工する工事であること。
- ③ 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことの無いよう、十分な協議を経た上で提出すること。
(取り下げにあたっては、詳細な理由の提出が必要となります。未確定な事業計画に基づく補助金事業計画の提出は受け付けないこと。安易な取り下げを行った場合などは、以降の補助協議を受け付けない。)
- ④ 整備図面は、対象となる面積が読み取れるものであること。(変更の可能性が大きいものは不可) また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
- ⑤ 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
(なお、県補助金担当者への連絡が遅い場合には、必要な変更も認められない場合がある)
- ⑥ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
(但し、入札の手続きや結果に関して県への報告は必要ないが、会計検査院等の検査に備えて事績の整理は必要)
- ⑦ 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
- ⑧ 工事着工は、補助採択事業としての内示以降であること。
- ⑨ 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合 建物・・・39年間 防壁・・・50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

- ⑩ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- ⑪ 不明な点は提出前に担当者に十分な確認を行うこと。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助関係
連絡先登録票

(記入年月日:平成 年 月 日)

郵便番号		
住所		
施設名		
事務担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
TEL	市外局番()	—
FAX	市外局番()	—
E-mail		

「事務担当者」欄は、今回の補助金の提出書類に係る事務の担当者(問い合わせの窓口となる方)を記入してください。

県域有床診療：266
保健所設置市有床診療：389 } 計 655
病院：463

有床診療所名簿(県域)

(平成26年3月10日現在)

番号	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所	備考
1	医療法人エンジェル会永川産婦人科医院	818-0061	筑紫野市紫1丁目25-5	筑紫	
2	医療法人燦宗会どい内科クリニック	818-0036	筑紫野市光が丘4-5-3	筑紫	
3	医療法人徳永外科医院	818-0034	筑紫野市美しが丘南6-2-2	筑紫	
4	医療法人西尾産婦人科医院	818-0061	筑紫野市紫4-1-10	筑紫	
5	医療法人西尾小児科医院	818-0058	筑紫野市湯町2-4-1	筑紫	
6	医療法人西本内科医院	818-0024	筑紫野市原田6丁目8-1	筑紫	
7	医療法人北城整形外科医院	818-0025	筑紫野市筑紫611-8	筑紫	
8	医療法人山本医院	818-0034	筑紫野市美しが丘南6-2-1	筑紫	
9	加藤田外科歯科医院	818-0054	筑紫野市杉塚3丁目3-6	筑紫	
10	成田整形外科医院	818-0061	筑紫野市紫4-6-21	筑紫	
11	早瀬川医院	818-0072	筑紫野市二日市中央4-12-6	筑紫	
12	医療法人いわみ肛門クリニック	816-0814	春日市春日4-10	筑紫	
13	医療法人桑野整形外科医院	818-0872	春日市桜ヶ丘2-15	筑紫	
14	医療法人 城野産婦人科クリニック	816-0852	春日市一の谷2-8-1	筑紫	
15	医療法人平塚整形外科医院	816-0824	春日市小倉7-8	筑紫	
16	医療法人マインド伊原春日クリニック	816-0807	春日市宝町3-22	筑紫	
17	医療法人孫田整形外科医院	816-0813	春日市惣利1-71	筑紫	
18	医療法人和田整形外科医院	816-0853	春日市泉2-14	筑紫	
19	上田胃腸科内科医院	816-0823	春日市若葉台西1-5	筑紫	
20	円入橋胃腸科外科医院	816-0813	春日市惣利2-8	筑紫	
21	航空自衛隊春日基地医務室	816-0804	春日市原町3-1-1	筑紫	
22	中村整形外科医院	816-0863	春日市須玖南2-138	筑紫	
23	野北外科胃腸科医院	816-0844	春日市上白水1丁目19番地	筑紫	
24	まわたりウィメンズクリニック	816-0813	春日市惣利1丁目29番地	筑紫	
25	陸上自衛隊福岡駐屯地医務室	816-8666	春日市大和町5-12	筑紫	
26	医療法人桂雅会毛利外科医院	816-0952	大野城市下大利1-17-1	筑紫	
27	医療法人天信会あまがせ産婦人科	816-0941	大野城市東大利1-14-6	筑紫	
28	医療法人松田小児科医院	816-0952	大野城市下大利1丁目7-18	筑紫	
29	島本脳神経外科医院	813-0131	太宰府市水城2-26-1	筑紫	1月1日移転開設(大野城市→太宰府市)
30	田中外科医院	816-0953	大野城市旭ヶ丘2-1-20	筑紫	
31	まなべ産婦人科医院	816-0923	大野城市雑餉隈1-7-17	筑紫	
32	医療法人あきよし外科胃腸科医院	818-0101	太宰府市観世音寺3-12-1	筑紫	
33	医療法人岩崎外科胃腸科医院	818-0135	太宰府市大字向佐野4-12-15	筑紫	
34	医療法人健成会鹿子生整形外科医院	818-0125	太宰府市五条3-4-14	筑紫	
35	医療法人西川整形外科医院	818-0104	太宰府市通古賀3-3-18	筑紫	
36	牛島産婦人科医院	818-0125	太宰府市五条2-23-8	筑紫	
37	こが整形外科クリニック	818-0134	太宰府市大佐野2丁目8-7	筑紫	
38	医療法人光竹会ごう脳神経外科クリニック	811-1244	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	筑紫	
39	医療法人産科婦人科シモムラ医院	811-1254	筑紫郡那珂川町道善1-36	筑紫	
40	医療法人正明会諸岡整形外科クリニック	811-1201	筑紫郡那珂川町片縄3-101	筑紫	
41	医療法人竹田胃腸科外科医院	811-1213	筑紫郡那珂川町中原3-29	筑紫	
42	医療法人中島こうやクリニック	811-1213	筑紫郡那珂川町中原2丁目127番地	筑紫	
43	(医)道生会 山崎産婦人科小児科医院	811-2101	糟屋郡宇美町宇美中央1丁目2番13号	粕屋	
44	福岡刑務所医務部診療所	811-2126	糟屋郡宇美町障子岳南6丁目1番1号	粕屋	
45	藤産婦人科医院	811-2405	糟屋郡篠栗町篠栗4868-7	粕屋	
46	(医)ワイ・エム・エス八尋整形外科医院	811-2205	糟屋郡志免町別府1-1-6	粕屋	
47	権丈産婦人科医院	811-2202	糟屋郡志免町志免3-2-14	粕屋	
48	(医)養真堂産婦人科筑紫クリニック	811-2244	糟屋郡志免町志免中央3丁目1番30号	粕屋	
49	産科・婦人科杉原レディースクリニック	811-2202	糟屋郡志免町志免2丁目3-41	粕屋	
50	(医)須恵外科胃腸科医院	811-2112	糟屋郡須恵町大字植木字脇本609-3	粕屋	
51	王子産婦人科医院	811-2113	糟屋郡須恵町大字須恵377-157	粕屋	
52	医療法人成松循環器科医院	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-5-25	粕屋	
53	(医)原外科医院	811-0112	糟屋郡新宮町下府1丁目3-5	粕屋	
54	(医)豊民会新宮整形外科医院	811-0121	糟屋郡新宮町美咲3-11-3	粕屋	
55	(医)志方医院	811-2501	糟屋郡久山町大字久原3512-1	粕屋	
56	(医)尾石内科消化器科医院	811-2310	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2-10-10	粕屋	
57	(医)亀山整形外科医院	811-3101	古賀市天神1-25-6	粕屋	
58	(医)社団大岩外科医院	811-3112	古賀市花見東2-1-5	粕屋	
59	(医)中山内科胃腸科医院	811-3101	古賀市天神3-7-27	粕屋	
60	(医)植田脳神経外科医院	811-3115	古賀市久保字長崎1095-1	粕屋	
61	(医)Y&Kかい整形外科医院	811-3117	古賀市今の庄1丁目10-28	粕屋	
62	石川内科胃腸科クリニック	819-1117	糸島市前原西五丁目11番23号	糸島	
63	(医)才全会 伊都クリニック	819-1104	糸島市波多江265番地の1	糸島	
64	(医)太田脳神経外科医院	819-1112	糸島市浦志二丁目21番21号	糸島	
65	(医)奥医院	819-1312	糸島市志摩初41-1	糸島	
66	(医)奥小児科医院	819-1116	糸島市前原中央二丁目9番35号	糸島	
67	(医)合屋産婦人科	819-1108	糸島市波多江駅南二丁目20番1号	糸島	
68	(医)舌間整形外科医院	819-1119	糸島市前原東二丁目1番15号	糸島	
69	筒井内科医院	819-1107	糸島市波多江駅北一丁目8番16号	糸島	

有床診療所名簿(県域)

(平成26年3月10日現在)

番号	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所	備考
70	(医)順心会中村循環器科心臓外科医院	819-1104	糸島市波多江263-1	糸島	
71	(医)波多江外科医院	819-1116	糸島市前原中央二丁目10番53号	糸島	
72	(医)福生会フクヨ内科医院	819-1102	糸島市高田四丁目24番1号	糸島	
73	藤田産婦人科医院	819-1112	糸島市浦志二丁目2番1号	糸島	
74	(医)愛生会馬渡産婦人科医院	819-1113	糸島市前原1031	糸島	
75	宮内内科循環器科	819-1118	糸島市前原北二丁目12番33号	糸島	
76	航空自衛隊芦屋基地 医務室	807-0133	遠賀郡芦屋町芦屋1455-1	宗像・遠賀	
77	医療法人松寿会 松永整形外科医院	811-4218	遠賀郡岡垣町中央台3-1-15	宗像・遠賀	
78	浦野整形外科医院	807-0022	遠賀郡水巻町頃末北4-2-8	宗像・遠賀	
79	水巻クリニック	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-13-5	宗像・遠賀	
80	(医)正周会)猪熊クリニック	807-0001	遠賀郡水巻町猪熊9-4-30	宗像・遠賀	
81	石松内科医院	809-0034	中間市中間1-6-12	宗像・遠賀	
82	久原内科医院	809-0014	中間市蓮花寺1-1-8	宗像・遠賀	
83	医療法人桑原産婦人科医院	809-0034	中間市中間3-5-5	宗像・遠賀	
84	医療法人知足産婦人科医院	809-0036	中間市長津2-24-20	宗像・遠賀	3月末病床廃止予定
85	中間メディカル	809-0023	中間市扇ヶ浦1-14-1	宗像・遠賀	
86	医療法人中村整形外科医院	809-0036	中間市長津2-16-47	宗像・遠賀	
87	葉医院	809-0001	中間市垣生179-6	宗像・遠賀	
88	医療法人荒牧整形外科医院	811-3217	福津市中央4-21-5	宗像・遠賀	
89	石田レディースクリニック	811-3211	福津市有弥の里2-10-17	宗像・遠賀	
90	上田医院	811-3305	福津市宮司6-10-1	宗像・遠賀	
91	医療法人宗隆会上妻整形外科医院	811-3217	福津市中央5-24-7	宗像・遠賀	
92	桑原整形外科医院	811-3217	福津市中央6-10-5	宗像・遠賀	
93	医療法人中島外科医院	811-3311	福津市宮司浜3-26-31	宗像・遠賀	
94	医療法人恒樹会なかしま眼科医院	811-3217	福津市中央4-20-10	宗像・遠賀	
95	医療法人林内科医院	811-3225	福津市東福岡1-3-1	宗像・遠賀	
96	医療法人福岡諏訪クリニック	811-3217	福津市中央6-19-1	宗像・遠賀	
97	医療法人慈心会あさの葉レディースクリニック	811-4184	宗像市くりえいと2-3-45	宗像・遠賀	
98	ありよしレディースクリニック	811-3434	宗像市村山田字堤171-3	宗像・遠賀	
99	宗像地区急患センター	811-3431	宗像市田熊5-5-5	宗像・遠賀	
100	医療法人恵和中央クリニック	811-3425	宗像市日の里8-3-2	宗像・遠賀	
101	医療法人宗像セントラルクリニック	811-3413	宗像市宮田2-11-10	宗像・遠賀	
102	医療法人隆三会 東郷外科医院	811-3431	宗像市田熊4-2-6	宗像・遠賀	
103	医療法人林外科医院	811-4175	宗像市田久4-15-12	宗像・遠賀	
104	医療法人日の里クリニック	811-3425	宗像市日の里1-30-13	宗像・遠賀	
105	医療法人ふじい眼科クリニック	811-4184	宗像市くりえいと2-3-44	宗像・遠賀	
106	宗像眼科クリニック	811-3431	宗像市田熊2-5-13	宗像・遠賀	
107	渡辺整形外科医院	811-3406	宗像市稲元928	宗像・遠賀	
108	飯塚腎クリニック	820-0068	飯塚市片島2丁目197-1	嘉穂・鞍手	
109	(医)さんご会 飯塚宮嶋医院	820-0017	飯塚市菰田西2-3-52	嘉穂・鞍手	
110	石橋外科胃腸科医院	820-0053	飯塚市伊岐須847-5	嘉穂・鞍手	
111	(医)恵愛会 江藤外科胃腸科	820-0112	飯塚市有井355-83	嘉穂・鞍手	
112	大田外科医院	820-0704	飯塚市阿恵384-4	嘉穂・鞍手	
113	おおつか眼科内科医院	820-0701	飯塚市長尾405-1	嘉穂・鞍手	
114	(医)大庭医院	820-0041	飯塚市飯塚18-27	嘉穂・鞍手	
115	(医)裕和会 おおやぶクリニック	820-0067	飯塚市川津208-2	嘉穂・鞍手	
116	(医)越智外科胃腸科医院	820-0011	飯塚市柏の森618	嘉穂・鞍手	
117	(医)梶原内科医院	820-0012	飯塚市下三緒35-664	嘉穂・鞍手	
118	清永整形外科医院	820-0070	飯塚市堀池19	嘉穂・鞍手	
119	さい医院	820-0017	飯塚市菰田西2-1-21	嘉穂・鞍手	
120	(医)下津眼科医院	820-0016	飯塚市菰田東2-3-30	嘉穂・鞍手	
121	(医)産婦人科・麻酔科すどうクリニック	820-0017	飯塚市菰田西1-4-22	嘉穂・鞍手	
122	(医)田中クリニック	820-0042	飯塚市本町17-12	嘉穂・鞍手	
123	角田整形外科医院	820-0040	飯塚市吉原町1-8	嘉穂・鞍手	
124	(医)中野医院	820-0005	飯塚市新飯塚5-7	嘉穂・鞍手	
125	(医)仁久会 永芳医院	820-0704	飯塚市阿恵359-11	嘉穂・鞍手	
126	(医)鯉田診療所	820-0001	飯塚市鯉田593	嘉穂・鞍手	
127	ナワタ消化器外科医院	820-0044	飯塚市横田334	嘉穂・鞍手	
128	橋川整形外科医院	820-0081	飯塚市枝国269-6	嘉穂・鞍手	
129	泌尿器科C.U. クリニック	820-0067	飯塚市川津405-1	嘉穂・鞍手	
130	(医)穂波整形外科医院	820-0076	飯塚市太郎丸742	嘉穂・鞍手	
131	松浦医院	820-0041	飯塚市飯塚19-20	嘉穂・鞍手	
132	(医)松岡産婦人科医院	820-0041	飯塚市飯塚10-10	嘉穂・鞍手	
133	(医)宮嶋外科内科医院	820-0071	飯塚市忠隈380	嘉穂・鞍手	
134	稲築愛恵医院	820-0206	嘉麻市鴨生222	嘉穂・鞍手	
135	大森外科医院	820-0201	嘉麻市漆生1579-1	嘉穂・鞍手	
136	(医)金丸医院	820-0201	嘉麻市漆生1603	嘉穂・鞍手	
137	(医)平野医院	820-0206	嘉麻市鴨生651-4	嘉穂・鞍手	
138	(医)平塚医院	821-0011	嘉麻市下山田423	嘉穂・鞍手	

有床診療所名簿(県域)

(平成26年3月10日現在)

番号	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所	備考
139	吉原医院	820-0302	嘉麻市大隈町1118-3	嘉穂・鞍手	
140	内田外科内科医院	820-0606	嘉穂郡桂川町土居1270-10	嘉穂・鞍手	
141	(医)高橋内科クリニック	822-0002	直方市大字頓野3803番地の1	嘉穂・鞍手	
142	田中産婦人科クリニック	822-0002	直方市頓野1027	嘉穂・鞍手	
143	殿町医院	822-0017	直方市殿町13-10	嘉穂・鞍手	
144	(医)直方医院	822-0034	直方市山部1419-8	嘉穂・鞍手	休止中
145	直方・鞍手広域市町村圏事務組合休日等急患センター	822-0034	直方市山部808-14	嘉穂・鞍手	
146	(医)菅井眼科麻酔科医院	823-0011	宮若市宮田4839-2	嘉穂・鞍手	
147	(医)菅井整形外科医院	823-0001	宮若市龍徳1106-17	嘉穂・鞍手	
148	(医)緑光会本城医院	823-0003	宮若市本城2278	嘉穂・鞍手	
149	(医)志成会 椿 若宮医院	822-0152	宮若市沼口967-1	嘉穂・鞍手	
150	加来医院	820-1103	鞍手郡小竹町勝野3547-2	嘉穂・鞍手	
151	(医)梅谷外科胃腸科医院	807-1312	鞍手郡鞍手町大字中山2262番地の3	嘉穂・鞍手	
152	荒牧医院	826-0044	田川市大字位登184	田川	
153	岡部内科循環器科	826-0032	田川市平松町13-6	田川	
154	(医)木村眼科医院	826-0021	田川市桜町13-11	田川	
155	(医)木村クリニック川宮医院	826-0042	田川市大字川宮535番地の1	田川	
156	倉員医院	825-0018	田川市番田町1-39	田川	
157	(医)田中医院	826-0026	田川市春日町1-7	田川	
158	(医)中富内科医院	826-0041	田川市大字弓削田219-1	田川	
159	福井クリニック	826-0022	田川市本町14-29	田川	
160	(医)弓削クリニック	826-0032	田川市平松町9-39	田川	
161	佐柳医院	822-1405	田川郡香春町大字中津原507-3	田川	
162	川口医院	824-0602	田川郡添田町大字添田2093-3	田川	
163	(医)中山医院	824-0601	田川郡添田町大字庄890-5	田川	
164	(医)中山産婦人科医院	824-0601	田川郡添田町大字庄893-1	田川	
165	(医)養生会 宮城内科胃腸科医院	824-0602	田川郡添田町大字添田1012-1	田川	
166	柳瀬外科医院	824-0602	田川郡添田町大字添田1409	田川	
167	(医)田中整形外科医院	827-0002	田川郡川崎町大字池尻329-8	田川	
168	(医)富士見ヶ丘内科循環器科医院	824-0511	田川郡大任町大字今任原4139-142番地	田川	
169	(医)赤池協同医院	822-1101	田川郡福智町赤池521	田川	
170	国民健康保険福智町立コスモ診療所	822-1101	田川郡福智町赤池970番地1	田川	
171	福智町立方城診療所	822-1212	田川郡福智町弁城2239-10	田川	
172	(医)壽仁会方城中央クリニック	822-1211	田川郡福智町伊方4451番地2	田川	
173	医療法人甘木第一クリニック	838-0064	朝倉市頓田596-3	北筑後	
174	クリニック コスモ	838-0061	朝倉市菩提寺183	北筑後	
175	栗林皮膚泌尿器科医院	838-0068	朝倉市甘木608-1	北筑後	
176	富田産婦人科医院	838-0068	朝倉市甘木1979-8	北筑後	
177	医療法人徳洲会杷木クリニック	838-1513	朝倉市杷木古賀1842番地の5	北筑後	
178	福岡眼科医院	838-0062	朝倉市堤469-1	北筑後	
179	医療法人松元産婦人科医院	838-0069	朝倉市来春328-1	北筑後	
180	森山内科	838-1511	朝倉市杷木池田789-5	北筑後	
181	医療法人井上眼科医院	839-1321	うきは市吉井町大字清瀬113-1	北筑後	
182	医療法人浮羽クリニック	839-1403	うきは市浮羽町東隈上342-9	北筑後	
183	医療法人境泌尿器科医院	839-1321	うきは市吉井町609-2	北筑後	
184	医療法人鳥越胃腸科外科医院	839-1321	うきは市吉井町911-1	北筑後	
185	医療法人平田外科診療所	839-1321	うきは市吉井町1309-2	北筑後	
186	医療法人石橋外科医院	838-0102	小都市津古1123-5	北筑後	
187	医療法人牛嶋産婦人科クリニック	838-0143	小都市小坂井494-1	北筑後	
188	倉岡外科内科医院	838-0106	小都市三沢3949-7	北筑後	
189	栗田耳鼻咽喉科気管食道科医院	838-0102	小都市津古561-8	北筑後	
190	くわの眼科医院	838-0102	小都市津古563-1	北筑後	
191	医療法人さとう産婦人科	838-0102	小都市津古1210番地	北筑後	
192	医療法人祥成会富安医院	838-0122	小都市松崎764	北筑後	
193	医療法人春龍会橋本眼科医院	838-0142	小都市大板井1182	北筑後	
194	福山泌尿器科医院	838-0141	小都市小郡107-8	北筑後	
195	古川整形外科医院	838-0141	小都市小郡619-5	北筑後	
196	松隈産婦人科クリニック	838-0141	小都市小郡1504	北筑後	
197	医療法人山下泌尿器科医院	838-0141	小都市小郡1590-6	北筑後	
198	陸上自衛隊小郡駐屯地医務室	838-0141	小都市小郡2277	北筑後	
199	医療法人藤井整形外科内科医院	838-0228	朝倉郡筑前町二136-1	北筑後	
200	医療法人木村回生医院	832-0026	柳川市曙町30-1	南筑後	
201	大熊泌尿器科皮膚科医院	832-0045	柳川市本町131-4	南筑後	
202	医療法人大城医院	832-0056	柳川市矢留本町30	南筑後	
203	医療法人 みたむらクリニック	832-0058	柳川市上宮永町83-1	南筑後	
204	医療法人おかべ泌尿器科皮フ科クリニック	832-0059	柳川市下宮永町151-3	南筑後	
205	江頭整形外科医院	832-0061	柳川市本城町117-6	南筑後	
206	医療法人龍外科医院	832-0064	柳川市宮永町27-2	南筑後	
207	龍眼科医院	832-0076	柳川市坂本町25-4	南筑後	

有床診療所名簿(県域)

(平成26年3月10日現在)

番号	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所	備考
208	甲斐田医院	832-0081	柳川市西浜武1073-1	南筑後	
209	医療法人津留医院	839-0242	柳川市大和町豊原130-9	南筑後	
210	整形外科皮膚科柳川ツジ医院	832-0806	柳川市三橋町柳河867-3	南筑後	
211	医療法人星子医院	832-0822	柳川市三橋町下百町44	南筑後	
212	産科・婦人科あらきクリニック	835-0022	みやま市瀬高町文広1977-40	南筑後	
213	医療法人森整形外科医院	835-0024	みやま市瀬高町下庄590	南筑後	
214	医療法人石橋眼科医院	835-0024	みやま市瀬高町下庄1506-1	南筑後	
215	きくち胃腸科内科クリニック	835-0024	みやま市瀬高町下庄2175	南筑後	
216	医療法人江の浦医院	839-0212	みやま市高田町江浦町526	南筑後	
217	医療法人 富田眼科医院	834-0063	八女市本村352-2	南筑後	
218	医療法人 正慈会 草場内科循環器科医院	834-0004	八女市納楚446-1	南筑後	
219	医療法人 慈母会 池田レディースクリニック	834-0063	八女市本村56-3	南筑後	
220	医療法人 江上内科クリニック	834-0031	八女市本町2番地の63	南筑後	
221	藤本産婦人科医院	834-0031	八女市本町527	南筑後	
222	原医院	834-1217	八女市黒木町黒木73-1	南筑後	
223	八女市矢部診療所	834-1402	八女市矢部村矢部4058番地	南筑後	
224	医療法人 チクゴ医院	833-0014	筑後市大字尾島685	南筑後	
225	医療法人 田中整形外科医院	833-0032	筑後市大字野町666-2	南筑後	
226	医療法人 小林外科	833-0005	筑後市大字長浜2358	南筑後	
227	医療法人 中村クリニック	833-0032	筑後市大字野町665-1	南筑後	
228	医療法人 浩明会 吉田眼科医院	833-0005	筑後市大字長浜2360-2	南筑後	
229	小林レディースクリニック	833-0027	筑後市大字水田991-1	南筑後	
230	医療法人 おおた胃腸科Sクリニック	833-0044	筑後市大字富久115-1	南筑後	
231	医療法人 杉村こどもクリニック	833-0027	筑後市大字水田991-2	南筑後	
232	医療法人 合原会 合原医院	834-0105	八女郡広川町大字長延608-2	南筑後	
233	江本ニーアンドスポーツクリニック	834-0115	八女郡広川町大字新代1332番地1	南筑後	
234	(医)酒井小児科内科医院	831-0004	大川市大字榎津261-1	南筑後	
235	(医)白髭会 足達消化器科整形外科医院	831-0004	大川市大字榎津332-2	南筑後	
236	今村医院	831-0006	大川市大字中古賀724-1	南筑後	
237	(医)中村眼科医院	831-0016	大川市大字酒見11-3	南筑後	
238	産科婦人科大橋医院	831-0035	大川市大字津26-1	南筑後	
239	よしはら医院	831-0041	大川市大字小保177	南筑後	
240	(医)孝友会 せいいてつ眼科医院	830-0403	大木町大字大角1852-1	南筑後	
241	(医)ジェイアールエヌ野口医院	830-0406	大木町大字前牟田722-3	南筑後	
242	(医)立野レディースクリニック	824-0005	行橋市中央1-12-12	京築	
243	しんもと産婦人科	824-0001	行橋市行事7-7-2	京築	
244	(医)矢津内科、消化器科クリニック	824-0001	行橋市行事7-19-6	京築	
245	(医)蛭崎整形外科医院	824-0001	行橋市行事2-4-12	京築	
246	(医)ユーエムシー内田産婦人科医院	824-0031	行橋市西宮市5-1-10	京築	
247	(医)行橋クリニック	824-0031	行橋市西宮市1-7-19	京築	
248	(医)橋本医院	824-0033	行橋市北泉5-11-20	京築	
249	(医)正薫会上垣脳神経外科医院	824-0027	行橋市大字高瀬199-5	京築	
250	(医)煙飛堂 今永眼科医院	824-0031	行橋市西宮市1-4-1	京築	
251	(医)惺光会 行橋南眼科	824-0027	行橋市大字高瀬198-2	京築	
252	おおみや整形外科医院	824-0031	行橋市西宮市2-2-30	京築	
253	たじり整形外科・胃腸科医院	800-0361	京都郡苅田町神田町3-3-25	京築	
254	(医)安部産婦人科医院	824-0811	京都郡みやこ町勝山箕田363-1	京築	休止中
255	花岡内科循環器科医院	828-0027	豊前市大字赤熊1330	京築	
256	嶋田内科	828-0048	豊前市大字久路土975	京築	
257	菊池医院	828-0053	豊前市大字千束157	京築	
258	重岡胃腸科外科医院	828-0031	豊前市大字三毛門773-1	京築	
259	渡辺整形外科医院	828-0021	豊前市大字八屋2039-1	京築	
260	(医)豊永会久永内科皮膚科医院	828-0052	豊前市大字塔田757-2	京築	
261	ともおレディースクリニック	828-0024	豊前市大字久松8-1	京築	
262	(医)和香会ぶぜん眼科クリニック	828-0021	豊前市大字八屋2044-1	京築	
263	みぞぐち泌尿器科クリニック	828-0025	豊前市大字恒富40番地1	京築	
264	航空自衛隊築城基地医務室	829-0151	築上郡築上町大字西八田	京築	
265	(医)片山医院	829-0111	築上郡築上町大字安武183	京築	
266	(医)永尾医院	829-0111	築上郡築上町大字安武150-1	京築	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
1	1	(医)内藤整形外科医院	811-0203	福岡市東区塩浜1丁目9-50	
2	2	(医)神戸整形外科医院	812-0063	福岡市東区原田1丁目2-23	
3	3	(医)井本クリニック	812-0063	福岡市東区原田1丁目41-15	
4	4	(医)祥知会はこぎ公園内科医院	812-0063	福岡市東区原田4丁目34-26	
5	5	医療法人健悠会田坂医院	813-0014	福岡市東区香椎台1丁目5-17	
6	6	永野外科胃腸科医院	811-0215	福岡市東区高美台2丁目4-27	
7	7	福岡ハートクリニック	813-0036	福岡市東区若宮1丁目28-8	
8	8	青葉レディースクリニック	813-0036	福岡市東区若宮5丁目18-21	
9	9	(医)植山小児科医院	813-0036	福岡市東区若宮5丁目20-8	
10	10	(医)江森医院	813-0045	福岡市東区城浜団地8-2	
11	11	(医)宮近整形外科医院	813-0044	福岡市東区千早1丁目6-11	
12	12	真田産婦人科麻酔科クリニック	813-0044	福岡市東区千早6丁目6-16	
13	13	まつもと内科クリニック	813-0001	福岡市東区唐原1丁目10-1	
14	14	九州大学先端医療イノベーションセンター	812-0054	福岡市東区馬出3丁目1-1	
15	15	古賀医院	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目20-18	
16	16	入江内科小児科医院	812-0053	福岡市東区箱崎3丁目32-11	
17	17	(医)土器医院	813-0031	福岡市東区八田2丁目21-3	
18	18	(医)社団かもりクリニック	813-0042	福岡市東区舞松原1丁目11-11	
19	19	(医)あんのうクリニック	811-0202	福岡市東区和白3丁目17-24	
20	20	福岡和白総合健診クリニック	811-0213	福岡市東区和白丘2丁目11-17	
21	21	和白ヶ丘レディースクリニック	811-0213	福岡市東区和白丘2丁目2-45	
22	22	(医)高野胃腸科医院	812-0061	福岡市東区筥松2丁目24-11	
23	23	やましたクリニック	812-0034	福岡市博多区下呉服町1-8	
24	24	福岡クリニック	812-0041	福岡市博多区吉塚1丁目14-23	
25	25	森本医院	812-0041	福岡市博多区吉塚1丁目4-14	
26	26	医療法人山本外科医院	812-0041	福岡市博多区吉塚2丁目7-27	
27	27	木村こうけん医院	812-0041	福岡市博多区吉塚3丁目28-29 伸和ビル	
28	28	くまクリニック	812-0879	福岡市博多区銀天町2丁目2-3	
29	29	医療法人岸本内科小児科医院	812-0018	福岡市博多区住吉4丁目8-24	
30	30	安部整形外科	812-0018	福岡市博多区住吉5丁目29-13	休止中
31	31	医療法人誠仁会龍田医院	812-0873	福岡市博多区西春町1丁目2-16	
32	32	嘉村産婦人科医院	812-0873	福岡市博多区西春町1丁目7-14	
33	33	徳永眼科医院	812-0044	福岡市博多区千代1丁目16-18	
34	34	医療法人梅野小児科内科医院	812-0044	福岡市博多区千代1丁目33-2	
35	35	医療法人中尾小児科医院	812-0035	福岡市博多区中呉服町1-16	
36	36	医療法人相生会博多クリニック	812-0025	福岡市博多区店屋町6-18	
37	37	医療法人相生会ピーエスクリニック	812-0025	福岡市博多区店屋町6-18 ランダムスクウェアビル8階	
38	38	医療法人森下産婦人科医院	812-0025	福岡市博多区店屋町8-10	
39	39	医療法人柏愛会林整形外科医院	812-0854	福岡市博多区東月隈4丁目1-20	
40	40	医療法人ながら医院	812-0007	福岡市博多区東比恵3丁目20-1	
41	41	山口整形外科医院	812-0893	福岡市博多区那珂3丁目11-15	
42	42	古寺内科医院	812-0886	福岡市博多区南八幡町2丁目3-10	
43	43	医療法人斎田整形外科医院	812-0882	福岡市博多区麦野6丁目26-37	休止中
44	44	医療法人幸雄会古原医院	812-0014	福岡市博多区比恵町18-1	
45	45	医療法人悦可会杉野眼科医院	812-0017	福岡市博多区美野島4丁目5-3	
46	46	医療法人さのウィメンズクリニック	810-0062	福岡市中央区荒戸1丁目1-6 福岡大濠ビル2F	
47	47	萱島外科胃腸科クリニック	810-0062	福岡市中央区荒戸2丁目2-40	
48	48	医療法人光安整形外科	810-0062	福岡市中央区荒戸2丁目3-26	
49	49	相良外科医院	810-0062	福岡市中央区荒戸3丁目2-12	
50	50	河野耳鼻咽喉科 Ear Surgi Clinic	810-0011	福岡市中央区高砂1丁目21-28	
51	51	下野クリニック	810-0011	福岡市中央区高砂1丁目22-1	
52	52	森レディースクリニック	810-0011	福岡市中央区高砂1丁目4-3	
53	53	おだクリニック日帰り手術外科	810-0011	福岡市中央区高砂1丁目8-8 サンクス渡辺通3F、4F	
54	54	松本整形外科医院	810-0034	福岡市中央区笹丘1丁目34-2	
55	55	医療法人梶山医院	810-0003	福岡市中央区春吉2丁目15-18	
56	56	しのざきクリニック	810-0033	福岡市中央区小笹4丁目4-5	
57	57	ガーデンヒルズウィメンズクリニック	810-0033	福岡市中央区小笹5丁目15-21	
58	58	守永クリニック	810-0005	福岡市中央区清川3丁目13-6	
59	59	医療法人社団清和会はちすが産婦人科小児科医院	810-0005	福岡市中央区清川3丁目20-9	
60	60	医療法人愛成会東野産婦人科医院	810-0045	福岡市中央区草香江2丁目2-17	
61	61	古森整形外科・外科医院	810-0074	福岡市中央区大手門2丁目7-15	
62	62	医療法人高橋循環器科・内科医院	810-0041	福岡市中央区大名1丁目15-31	
63	63	イリスモリウィメンズ	810-0041	福岡市中央区大名2丁目6-39 西澤ビル5階	
64	64	医療法人いわさき一教クリニック	810-0041	福岡市中央区大名2丁目7-11 斎藤ビル201号	
65	65	大庭医院	810-0031	福岡市中央区谷1丁目14-19	
66	66	医療法人相生会九州臨床薬理クリニック	810-0064	福岡市中央区地行2丁目13-16	
67	67	福田肛門科医院	810-0004	福岡市中央区渡辺通1丁目9-6	
68	68	植木外科クリニック	810-0012	福岡市中央区白金2丁目11-9	
69	69	林産婦人科医院	810-0012	福岡市中央区白金2丁目3-14	
70	70	医療法人後藤クリニック	810-0073	福岡市中央区舞鶴3丁目6-17	
71	71	医療法人久保田産婦人科医院	810-0014	福岡市中央区平尾2丁目12-18	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
72	72	医療法人別府外科医院	810-0014	福岡市中央区平尾2丁目3-14	
73	73	医療法人恵臣会吉村内科	810-0014	福岡市中央区平尾3丁目7-16	
74	74	福岡浦添クリニック	810-0044	福岡市中央区六本松2丁目12-19 BCCビル9F	
75	75	(医) 社団西田内科消化器科医院	811-1302	福岡市南区井尻2丁目20番11号	
76	76	宮原産婦人科医院	811-1302	福岡市南区井尻3丁目10番10号	
77	77	(医) 府川医院	811-1302	福岡市南区井尻3丁目14番25号	
78	78	(医) 紫雲会 桃崎レディースクリニック	815-0032	福岡市南区塩原3丁目17番5号	
79	79	佐藤外科総合クリニック	811-1324	福岡市南区警弥郷1丁目17番15号	
80	80	(医) 南島整形外科	811-1324	福岡市南区警弥郷3丁目2番3号	
81	81	(医) 堺整形外科医院 福岡スポーツクリニック	811-1345	福岡市南区向新町1丁目13番43号A	
82	82	(医) 堺整形外科医院	811-1345	福岡市南区向新町1丁目13番43号B 2階	休止中
83	83	椎名マタニティクリニック	811-1347	福岡市南区向新町1丁目6番22号	
84	84	(医) 田中産婦人科クリニック	811-1361	福岡市南区西長住2丁目26番39号	
85	85	山田耳鼻咽喉科医院	815-0033	福岡市南区大橋1丁目15番12号	
86	86	(医) くらわみちこ小児科クリニック	815-0033	福岡市南区大橋1丁目4番24号S・フォンティエヌ大橋2F	
87	87	華笑クリニック	815-0082	福岡市南区大楠2丁目10番9号	
88	88	(医) 大石整形外科・眼科クリニック	815-0082	福岡市南区大楠3丁目25番1号	
89	89	(医) 高橋循環器科・内科医院 大平寺の森診療所	811-1354	福岡市南区大平寺2丁目13番30号	
90	90	(医) 光生会かなざわクリニック	811-1364	福岡市南区中尾3丁目37番20号	
91	91	(医) 野口整形外科・外科医院	815-0075	福岡市南区長丘1丁目1番10号	
92	92	(医) ふくだ内科循環器科	811-1362	福岡市南区長住2丁目1番11号	
93	93	福岡労衛研診療所	815-0081	福岡市南区那の川1丁目11番27号	
94	94	(医) 社団村山循環器科内科医院	815-0041	福岡市南区野間3丁目3番6号	
95	95	笠外科胃腸科医院	814-0101	福岡市城南区荒江1丁目23-21	
96	96	いずみ産婦人科医院	814-0133	福岡市城南区七隈3丁目4-1	
97	97	医療法人 真心会 むらやま泌尿器科クリニック	814-0133	福岡市城南区七隈7丁目2番1号	
98	98	医療法人村田整形外科医院	814-0133	福岡市城南区七隈7丁目5-28	
99	99	古野セントマリアクリニック	814-0123	福岡市城南区長尾3丁目10-30	
100	100	医療法人コロプロクリニック	814-0123	福岡市城南区長尾4丁目6-20	
101	101	のみやま整形外科クリニック	814-0123	福岡市城南区長尾5丁目28-19	
102	102	エンゼル・マタニティクリニック	814-0151	福岡市城南区堤1丁目13-31	
103	103	医療法人鈴木内科医院	814-0151	福岡市城南区堤2丁目11-16	
104	104	医療法人つのだ泌尿器科医院	814-0155	福岡市城南区東油山1丁目3-30	
105	105	医療法人堀之内胃腸科内科医院	814-0155	福岡市城南区東油山2丁目3-7	
106	106	原クリニック	814-0144	福岡市城南区梅林4丁目21-23	
107	107	おごう外科胃腸科	814-0153	福岡市城南区樋井川2丁目9-15	
108	108	医療法人市田胃腸クリニック	814-0153	福岡市城南区樋井川3丁目20-10	
109	109	西南泌尿器科クリニック	814-0104	福岡市城南区別府3丁目1-6	
110	110	(医) めぐみ胃腸科外科医院	814-0164	福岡市早良区賀茂2丁目21-18	
111	111	山本外科胃腸科医院	814-0164	福岡市早良区賀茂2丁目6-38	
112	112	(医) MALC松口レディースクリニック	814-0163	福岡市早良区千隈3丁目14-1	
113	113	清川歯科口腔外科クリニック	814-0022	福岡市早良区原1丁目38-26	
114	114	医療法人明仁会 つづきクリニック	814-0022	福岡市早良区原4丁目4-15	
115	115	(医) おがた整形外科医院	814-0022	福岡市早良区原7丁目4-18	
116	116	(医) 三仁会フジタ内科・消化器科医院	814-0022	福岡市早良区原7丁目4-7	
117	117	(医) 盛和会神代医院	814-0021	福岡市早良区荒江2丁目15-10	
118	118	(医) 上月内科医院	814-0021	福岡市早良区荒江3丁目15-21	
119	119	(医) 牟田口整形外科医院	811-1103	福岡市早良区四箇1丁目6-1	
120	120	黒田整形外科医院	814-0165	福岡市早良区次郎丸5丁目7番9号	
121	121	(医) 八田内科医院	814-0032	福岡市早良区小田部4丁目7-13	
122	122	(医) 三恵外科医院	814-0003	福岡市早良区城西2丁目6-21	
123	123	(医) 松本小児科医院	814-0002	福岡市早良区西新4丁目8-16	
124	124	(医) 城谷内科医院	814-0002	福岡市早良区西新4丁目8-28	
125	125	山口内科医院	814-0002	福岡市早良区西新5丁目14-45	
126	126	(医) 白石整形外科医院	814-0175	福岡市早良区田村4丁目28-26	
127	127	(医) 高宮外科胃腸科医院	814-0175	福岡市早良区田村5丁目2-1	
128	128	(医) 大賀内科循環器科医院	811-1102	福岡市早良区東入部1丁目2-40	
129	129	大木整形・リハビリ医院	814-0013	福岡市早良区藤崎1丁目21-19	
130	130	(医) 健貢会中山整形外科医院	814-0172	福岡市早良区梅林6丁目10-3	
131	131	重松クリニック	814-0006	福岡市早良区百道1丁目1-4	
132	132	福岡市立急患診療センター	814-0001	福岡市早良区百道浜1丁目6-9	
133	133	竹内産婦人科クリニック	814-0171	福岡市早良区野芥7丁目1-30	
134	134	(医) 脳神経外科クリニック高木	814-0014	福岡市早良区弥生1丁目4-8	
135	135	(医) 田中クリニック	814-0033	福岡市早良区有田8丁目1-5	
136	136	碓整形外科医院	819-0015	福岡市西区愛宕2丁目11-3	
137	137	高崎小児科医院	819-0052	福岡市西区下山門4丁目14-33	
138	138	医療法人高森外科・内科	819-0031	福岡市西区橋本1丁目10-35	
139	139	医療法人新堂産婦人科医院	819-0031	福岡市西区橋本2丁目18-1	
140	140	医療法人由布整形外科医院	819-0167	福岡市西区今宿2丁目12-1	
141	141	小山田内科呼吸器科医院	819-0168	福岡市西区今宿駅前1丁目17-5	
142	142	医療法人輝松会まつお内科クリニック	819-0054	福岡市西区上山門1丁目22-5	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
143	143	とりごえ医院	819-0054	福岡市西区上山門1丁目7-6	
144	144	医療法人SSC坂口耳鼻咽喉科	819-0025	福岡市西区石丸2丁目40-26	
145	145	森本医院	819-0383	福岡市西区大字田尻1539-1	
146	146	医療法人GKC 学研都市クリニック	819-0375	福岡市西区大字徳永1071-1	
147	147	医療法人長野醫院長野産婦人科クリニック	819-0375	福岡市西区大字徳永字野入1055	
148	148	佐田整形外科医院	819-0371	福岡市西区大字飯氏908-7	
149	149	医療法人海洋会あおいクリニック	819-0371	福岡市西区大字飯氏字都ヶ浦237-3	
150	150	医療法人政裕会ときつ医院	819-0005	福岡市西区内浜2丁目6-7	
151	151	ふなごしクリニック	819-0022	福岡市西区福重1丁目3-1	
152	152	医療法人社団 天佑会 きむらしろうクリニック	819-0022	福岡市西区福重5丁目1-41	
153	153	医療法人下村小児科医院	819-0002	福岡市西区姪の浜4丁目19-25	
154	154	分山眼科医院	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2丁目1-33	
155	155	医療法人南谷レディースクリニック	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2丁目1-37 メディカルビル竹下2F	
156	156	北野クリニック	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2丁目19-16	
157	157	医療法人三聖会岸田内科医院	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2丁目19-22	
158	158	もとやま小児科クリニック	819-0006	福岡市西区姪浜駅南2丁目31-2	
159	159	福岡バースクリニック	819-0006	福岡市西区姪浜駅南3丁目18-21	
160	160	池田功産婦人科医院	819-0043	福岡市西区野方1丁目2-25	
161	161	医療法人尚生会松口胃腸科・外科医院	819-0043	福岡市西区野方1丁目26-12	
162	162	すみれメディカルクリニック香椎	813-0044	福岡市東区千早6丁目6-16	休止中
163	163	がんこクリニック	812-0006	福岡市博多区上牟田3丁目4-3	
164	164	渋谷レディースクリニック	815-0082	福岡市南区大楠3丁目18番18号	
165	165	福岡拘置所医務室	814-0006	福岡市早良区百道2丁目16-10	
166	166	医療法人栄樹会東内科医院	819-0002	福岡市西区姪の浜1丁目13-31	休止中
167	1	あきたけ小児科	801-0873	北九州市門司区東門司二丁目4番18号	
168	2	医療法人 いわさクリニック	800-0038	北九州市門司区大里原町10番10号	
169	3	医療法人 よしたけ眼科	801-0852	北九州市門司区港町3番27号	
170	4	医療法人 岡本クリニック	800-0037	北九州市門司区原町別院12番19号	
171	5	医療法人 新田医院	800-0025	北九州市門司区柳町二丁目7番11号	
172	6	医療法人 石本医院	800-0048	北九州市門司区稲積一丁目3番28号	
173	7	医療法人 大里クリニック	800-0026	北九州市門司区梅ノ木町4番2号	
174	8	医療法人スマイル会酒井整形外科医院	800-0112	北九州市門司区大字畑2008番地の5	
175	9	医療法人愛の会 きしもとクリニック	800-0114	北九州市門司区大字吉志407番地	
176	10	医療法人虎野門会 野口整形外科医院	801-0862	北九州市門司区錦町10番10号	
177	11	医療法人五秀会 末永産婦人科・麻酔科医院	801-0852	北九州市門司区港町6番15号	
178	12	医療法人清光会 藤井眼科医院	800-0031	北九州市門司区高田一丁目7番18号	
179	13	植田外科胃腸科医院	801-0873	北九州市門司区東門司一丁目10番20号	
180	14	晴山会クリニック	800-0025	北九州市門司区柳町一丁目2番1号	
181	15	ミツオ外科胃腸科医院	802-0044	北九州市小倉北区熊本三丁目2番6号	
182	16	医療法人 はでやま眼科クリニック	802-0064	北九州市小倉北区片野四丁目3番14号	
183	17	医療法人 安田循環器科内科クリニック	802-0061	北九州市小倉北区三郎丸一丁目7番5号	
184	18	医療法人 一本杉外科医院	803-0836	北九州市小倉北区中井二丁目6番20号	
185	19	医療法人 浦田診療所	803-0851	北九州市小倉北区木町四丁目3番20号	
186	20	医療法人 広石眼科医院	802-0005	北九州市小倉北区堺町一丁目3番1号	
187	21	医療法人 山形内科医院	802-0074	北九州市小倉北区白銀二丁目3番27号	
188	22	医療法人 勝本外科日帰り手術クリニック	802-0042	北九州市小倉北区足立二丁目1番10号	
189	23	医療法人 小倉中央診療所	802-0071	北九州市小倉北区黄金一丁目8番22号	
190	24	医療法人 池田内科外科医院	802-0063	北九州市小倉北区若富士町7番20号	
191	25	医療法人 柏木内科医院	802-0064	北九州市小倉北区片野二丁目21番10号	
192	26	医療法人 濱口産婦人科クリニック	803-0841	北九州市小倉北区清水二丁目14番24号	
193	27	医療法人 葵会 香川医院	802-0026	北九州市小倉北区大畠二丁目6番47号	
194	28	医療法人曙会 坂田肛門科医院	802-0038	北九州市小倉北区神幸町2番28号	
195	29	医療法人成映会 遠藤外科医院	802-0053	北九州市小倉北区高坊二丁目8番33号	
196	30	井口産婦人科医院	803-0836	北九州市小倉北区中井三丁目17番19号	
197	31	眼科鍋島医院	802-0007	北九州市小倉北区船場町4番26号	
198	32	荒木眼科医院	802-0071	北九州市小倉北区黄金二丁目8番10号	
199	33	阪東医院	802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町一丁目5番10号	
200	34	三村眼科医院	803-0818	北九州市小倉北区堅町二丁目6番11号	
201	35	山崎リゾートクリニック	803-0864	北九州市小倉北区熊谷二丁目1番4号	
202	36	産科・婦人科・麻酔科 足立クリニック	802-0042	北九州市小倉北区足立二丁目3番39号	
203	37	産婦人科診療所マ・メール	803-0851	北九州市小倉北区木町二丁目2番26号	
204	38	土倉外科胃腸科医院	803-0845	北九州市小倉北区上到津二丁目3番38号	
205	39	さくら整形外科リハビリテーション医院	800-0233	北九州市小倉南区朽網西一丁目17番13号	
206	40	なかむら産家医院	800-0255	北九州市小倉南区上葛原一丁目9番13号	
207	41	まつだ泌尿器科医院	800-0225	北九州市小倉南区田原三丁目12番43号	
208	42	伊東レディースクリニック	802-0802	北九州市小倉南区城野四丁目4番16号	
209	43	医療法人 いのうえレディースクリニック	800-0207	北九州市小倉南区沼緑町一丁目19番12号	
210	44	医療法人 みちおかレディースクリニック	802-0974	北九州市小倉南区徳力二丁目22番28号	
211	45	医療法人 阿部クリニック	800-0226	北九州市小倉南区田原新町二丁目3番8号	
212	46	医療法人 井上眼科医院	802-0974	北九州市小倉南区徳力三丁目14番12号	
213	47	医療法人 永井整形外科外科医院	802-0821	北九州市小倉南区横代北町二丁目6番34号	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
214	48	医療法人 嘉武医院	802-0815	北九州市小倉南区南若園町7番23号	
215	49	医療法人 岩本内科医院	802-0832	北九州市小倉南区下石田一丁目2番8号	
216	50	医療法人 熊谷医院	800-0253	北九州市小倉南区葛原本町三丁目5番7号	
217	51	医療法人 幸の鳥医院	802-0979	北九州市小倉南区徳力新町一丁目20番16号	
218	52	医療法人 守恒レディースクリニック	802-0971	北九州市小倉南区守恒本町一丁目12番11号	
219	53	医療法人 宗産婦人科医院	800-0222	北九州市小倉南区中曽根六丁目9番30号	
220	54	医療法人 聖和クリニック	802-0971	北九州市小倉南区守恒本町二丁目19番1号	
221	55	医療法人 東谷医院	803-0186	北九州市小倉南区大字新道寺129番地の4	
222	56	医療法人 葦束会 田原医院	803-0186	北九州市小倉南区大字新道寺397番地の1	
223	57	医療法人 聖心会 久能整形外科消化器科医院	800-0206	北九州市小倉南区葛原東三丁目14番49号	
224	58	坂本クリニック耳鼻咽喉科	800-0257	北九州市小倉南区湯川一丁目3番23号	
225	59	松股会OZUMIクリニック	803-0273	北九州市小倉南区長行東二丁目14番11号	
226	60	八木医院	802-0978	北九州市小倉南区蒲生五丁目2番1号	
227	61	富士本眼科医院	800-0226	北九州市小倉南区田原新町三丁目6番9号	
228	62	陸上自衛隊小倉駐屯地医務室	802-0841	北九州市小倉南区北方五丁目1番1号	
229	63	医療法人 青天会 ひろた産婦人科クリニック	808-0146	北九州市若松区高須西一丁目1番14号	
230	64	医療法人 鈴木眼科クリニック	808-0102	北九州市若松区東二島四丁目7番1号	
231	65	医療法人 さかい内科呼吸器科医院	808-0034	北九州市若松区本町三丁目4番10号	
232	66	医療法人 徹滋会 北崎医院	808-0035	北九州市若松区白山一丁目2番21号	
233	67	萩原外科医院	808-0145	北九州市若松区高須南二丁目3番8号	
234	68	品川産婦人科医院	808-0103	北九州市若松区二島一丁目1番33号	
235	69	医療法人 ひがしだクリニック	805-0071	北九州市八幡東東田一丁目6番2号	
236	70	医療法人 奥山整形外科医院	805-0015	北九州市八幡東区荒生田一丁目6番5号	
237	71	医療法人 冲重医院	805-0017	北九州市八幡東区山王一丁目17番13号	
238	72	医療法人 松島クリニック	805-0014	北九州市八幡東区茶屋町2番8号	
239	73	医療法人 青木眼科クリニック	805-0015	北九州市八幡東区荒生田一丁目4番7号	
240	74	医療法人 川上産婦人科医院	805-0019	北九州市八幡東区中央二丁目10番3号	
241	75	医療法人 田原整形外科医院	805-0002	北九州市八幡東区枝光四丁目3番14号	
242	76	医療法人 博友会 本田クリニック	805-0015	北九州市八幡東区荒生田三丁目3番28号	
243	77	井上産婦人科医院	805-0049	北九州市八幡東区末広町3番6号	
244	78	黒川医院	805-0006	北九州市八幡東区諏訪一丁目5番24号	
245	79	小森クリニック	805-0034	北九州市八幡東区清田二丁目2番27号	
246	80	あきた産科婦人科クリニック	807-0831	北九州市八幡西区則松七丁目21番1号	
247	81	セントマザー産婦人科医院	807-0825	北九州市八幡西区折尾四丁目9番12号	
248	82	てつおうクリニック	806-0044	北九州市八幡西区相生町9番5号	
249	83	医療法人 かんたけ肛門クリニック	807-0851	北九州市八幡西区永犬丸三丁目1番13号	
250	84	医療法人 シエスタ 荒木医院	807-1101	北九州市八幡西区上香月一丁目4番8号	
251	85	医療法人 レメディ 北九州ネフロクリニック	807-0831	北九州市八幡西区則松二丁目8番21号	
252	86	医療法人 阿部外科胃腸科医院	807-0803	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目13番24号	
253	87	医療法人 愛明会 もりぞの内科	807-0072	北九州市八幡西区上上津役二丁目14番17号	
254	88	医療法人 医生ヶ丘クリニック	807-0802	北九州市八幡西区力丸町11番22号	
255	89	医療法人 永田クリニック	806-0039	北九州市八幡西区西王子町12番27号	
256	90	医療法人 皆川整形外科医院	806-0067	北九州市八幡西区引野三丁目8番1号	
257	91	医療法人 後藤外科胃腸科医院	807-0872	北九州市八幡西区浅川二丁目15番20号	
258	92	医療法人 荒牧産婦人科医院	807-0815	北九州市八幡西区本城東五丁目5番3号	
259	93	医療法人 今村クリニック	807-1134	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目3番4号	
260	94	医療法人 桜クリニック	807-0842	北九州市八幡西区永犬丸東町三丁目11番11号	
261	95	医療法人 山本医院	807-1103	北九州市八幡西区香月西三丁目3番7号	
262	96	医療法人 神原クリニック	806-0026	北九州市八幡西区西神原町9番19号	
263	97	医療法人 清家 渉クリニック	807-0831	北九州市八幡西区則松一丁目6番17号	
264	98	医療法人 西村 泌尿器科	807-0856	北九州市八幡西区八枝三丁目9番17号	
265	99	医療法人 石橋医院	807-1133	北九州市八幡西区馬場山緑1番6号	
266	100	医療法人 大塚産婦人科クリニック	807-0803	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目2番12号	
267	101	医療法人 田中整形外科医院	807-1141	北九州市八幡西区楠橋上方一丁目12番2号	
268	102	医療法人 泌尿器科皮膚科上野医院	806-0044	北九州市八幡西区相生町6番19号	
269	103	医療法人 末廣医院	807-1102	北九州市八幡西区香月中央三丁目2番15号	
270	104	医療法人 有吉クリニック	806-0027	北九州市八幡西区菅原町5番1号	
271	105	医療法人 財団はまゆう会 相生リハビリテーションクリニック	806-0057	北九州市八幡西区鉄王一丁目18番1号	
272	106	医療法人 朔夏会 さっか眼科医院	806-0049	北九州市八幡西区穴生一丁目17番21号	
273	107	医療法人 社団 鍵山医院	807-0824	北九州市八幡西区光明一丁目8番8号	
274	108	医療法人 泰然会 青山整形外科医院	806-0049	北九州市八幡西区穴生二丁目8番12号	
275	109	井上産婦人科クリニック	806-0021	北九州市八幡西区黒崎一丁目3番4号	
276	110	永田外科内科医院	807-0801	北九州市八幡西区本城一丁目20番20号	
277	111	吉川医院	807-1103	北九州市八幡西区香月西三丁目3番11号	
278	112	光明聖マリアクリニック	807-0824	北九州市八幡西区光明二丁目12番32号	
279	113	酒本医院	807-1123	北九州市八幡西区下畑町6番20号	
280	114	小嶺外科胃腸科医院	807-0073	北九州市八幡西区町上津役東二丁目1番13号	
281	115	川越産婦人科クリニック	806-0055	北九州市八幡西区幸神四丁目2番35号	
282	116	村上診療所	807-1111	北九州市八幡西区船越一丁目4番22号	
283	117	田中産婦人科医院	807-0825	北九州市八幡西区折尾四丁目29番15号	
284	118	白井内科医院	807-1102	北九州市八幡西区香月中央四丁目16番7号	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
285	119	福地内科循環器科医院	807-0071	北九州市八幡西区上の原四丁目19番11号	
286	120	有吉産婦人科医院	806-0047	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目7番30号	
287	121	櫻井医院	807-0825	北九州市八幡西区折尾四丁目2番10号	
288	122	くのう肛門・胃腸クリニック	804-0032	北九州市戸畑区西大谷一丁目3番18号	
289	123	とばたクリニック	804-0092	北九州市戸畑区小芝二丁目5番1号	
290	124	安藤整形外科医院	804-0013	北九州市戸畑区境川二丁目16番10号	
291	125	医療法人 安田整形外科医院	804-0081	北九州市戸畑区千防三丁目11番27号	
292	126	医療法人医和基会 金刀比羅診療所	804-0022	北九州市戸畑区金比羅町4番19号	
293	127	医療法人真帆会 あやめが丘高山産婦人科	804-0093	北九州市戸畑区沢見二丁目4番13号	
294	128	岡田眼科医院	804-0021	北九州市戸畑区一枝三丁目1番2号	
295	129	幸野外科医院	804-0081	北九州市戸畑区千防三丁目6番19号	
296	130	天神クリニック	804-0094	北九州市戸畑区境川二丁目15番5号	
297	1	(医)飯田クリニック	836-0844	大牟田市浄真町44	
298	2	(医)石橋整形外科医院	837-0903	大牟田市大字宮崎5-7	
299	3	(医)岩井外科胃腸科医院	837-0915	大牟田市大字久福木82-1	
300	4	小野胃腸科内科医院	837-0921	大牟田市大字三池380-1	
301	5	落合脳神経外科医院	837-0904	大牟田市大字吉野2013-1	
302	6	(医)春日医院	836-0863	大牟田市一の浦町6-3	
303	7	(医)兼行医院	836-0807	大牟田市旭町1丁目2-7	
304	8	河野産婦人科医院	836-0845	大牟田市正山町148-1	
305	9	(医)寿心会 木村内科医院	836-0004	大牟田市大字手鎌830	
306	10	(医)SSC坂口医院	836-0845	大牟田市正山町1-2	
307	11	坂本内科医院	836-0872	大牟田市黄金町1丁目294	
308	12	(医)向坂眼科医院	836-0853	大牟田市上町1丁目4-1	
309	13	(医)塩谷眼科医院	837-0914	大牟田市大字宮部156	
310	14	重藤外科医院	836-0802	大牟田市日の出町3丁目1-21	
311	15	辻クリニック	836-0074	大牟田市藤田町354-1	
312	16	西内科循環器科医院	837-0925	大牟田市大字白川1-40	
313	17	(医)恵愛会 西村クリニック	837-0925	大牟田市大字白川18-35	
314	18	(医)杏東会東原産婦人科医院	837-0906	大牟田市大字倉永1672-3	
315	19	(医)メディカルキューブ平井外科産婦人科	836-0012	大牟田市明治町3丁目8-7	
316	20	(医)東翔会ひがしはら整形外科医院	837-0916	大牟田市大字田隈830-1	
317	21	藤本整形外科医院	836-0805	大牟田市通町1丁目8-2	
318	22	(医)睦月会堀整形外科麻酔科クリニック	836-0012	大牟田市明治町2丁目18-1	
319	23	松島整形外科医院	836-0872	大牟田市黄金町1丁目369	
320	24	(医)啓春会まつお眼科医院	836-0897	大牟田市青葉町48-1	
321	25	(医)村尾産婦人科クリニック	836-0044	大牟田市古町1-2	
322	26	矢野医院	836-0853	大牟田市上町1丁目1-3	
323	27	(医)山下医院	836-0004	大牟田市大字手鎌745	
324	28	吉田クリニック	836-0076	大牟田市三里町1丁目4-5	
325	29	吉田外科整形外科医院	836-0805	大牟田市通町1丁目7	
326	1	医療法人恵清会岡田医院	830-0062	久留米市荒木町白口1766-11	
327	2	医療法人古賀整形外科医院	830-0037	久留米市諏訪野町2-6	
328	3	医療法人佐孝会佐々木外科医院	839-0851	久留米市御井町2404番地1	
329	4	医療法人壽光会蒲池医院	830-1122	久留米市北野町今山129-2	
330	5	医療法人すわの会山下脳神経外科医院	830-0037	久留米市諏訪野町1621	
331	6	医療法人寺崎医院	830-0207	久留米市城島町城島252-2	
332	7	医療法人発心会井星医院	839-0835	久留米市草野町草野450	
333	8	医療法人みらい今立内科クリニック	830-0038	久留米市西町178-1	
334	9	牛嶋内科医院	830-0055	久留米市上津2丁目21番7号	
335	10	さがら整形外科	830-1114	久留米市北野町高良1054-1	
336	11	田尻外科胃腸科医院	830-0063	久留米市荒木町荒木字東山1963-20	
337	12	ツジ胃腸内科医院	839-0863	久留米市国分町1163-1	
338	13	中川外科医院	830-0038	久留米市西町930の7	
339	14	村岡外科医院	830-0003	久留米市東櫛原町1356	
340	15	吉村外科胃腸科医院	839-0861	久留米市合川町24-5	
341	16	医療法人愛康内科医院	830-0051	久留米市南1丁目27番28号	
342	17	医療法人いづみレディスクリニック	839-0865	久留米市新合川二丁目8番33号	
343	18	医療法人井之口耳鼻咽喉科医院	830-0042	久留米市莊島町16-11	
344	19	医療法人オーエヌシー岡田脳神経外科医院	839-0821	久留米市太郎原町1515-1	
345	20	医療法人河田泌尿器科産婦人科医院	830-0048	久留米市梅満町955-1	
346	21	医療法人北野三清会石田医院	830-1113	久留米市北野町中3286-2	
347	22	医療法人恵有会森山整形外科	830-0027	久留米市長門石2丁目9番63号	
348	23	医療法人孝友会楨眼科医院	830-0022	久留米市城南町12番地45	
349	24	医療法人産科・婦人科みやじまクリニック	830-0074	久留米市大善寺町夜明397-1	
350	25	医療法人産科婦人科宮原クリニック	839-0863	久留米市国分町1159-2	
351	26	医療法人社団いしい大手町クリニック	830-0034	久留米市大手町5番13	
352	27	医療法人社団五雲堂齋藤醫院	830-0041	久留米市白山町390	
353	28	医療法人末田眼科	830-0037	久留米市諏訪野町1762番地28	
354	29	医療法人誠一会上野医院	830-0207	久留米市城島町城島38-1	
355	30	医療法人ぜんどうじ整形外科	839-0824	久留米市善導寺町飯田908-2	

有床診療所名簿(保健所設置市)

(平成26年3月10日現在)

通番号	番号	施設名称	郵便番号	所在地	備 考
356	31	医療法人大善寺医院	830-0073	久留米市大善寺町宮本390番地2	
357	32	医療法人つむら眼科医院	839-0824	久留米市善導寺町飯田905-7	
358	33	医療法人天神ウィメンズクリニック	830-0037	久留米市諏訪野町2-2	
359	34	医療法人ならはら整形外科医院	830-0072	久留米市安武町安武本3077-13	
360	35	医療法人にしごおり医院	839-0824	久留米市善導寺町飯田1409-1	
361	36	医療法人皮膚科・泌尿器科三原医院	830-0022	久留米市城南町2番地の5	
362	37	医療法人深川レディースクリニック	839-1233	久留米市田主丸町田主丸1-28	
363	38	医療法人福井レディースクリニック	830-0047	久留米市津福本町1620番地1	
364	39	医療法人松尾内科医院	839-0863	久留米市国分町1944-5	
365	40	医療法人耳納・日高整形外科医院	839-0817	久留米市山川町1659-2	
366	41	医療法人矢野医院	830-0102	久留米市三猪町田川221番地の2	
367	42	医療法人吉武泌尿器科医院	839-0862	久留米市野中町866-16	
368	43	翁産婦人科医院	830-0037	久留米市諏訪野町1827-1	
369	44	淡河医院	830-0071	久留米市安武町武島399番地	
370	45	久留米中央田中医院	839-0861	久留米市合川町2049-1	
371	46	久留米臨床薬理クリニック	830-0011	久留米市旭町67番地久留米大学医学部B棟	
372	47	古賀医院	830-0102	久留米市三猪町田川104番地1	
373	48	猿渡整形外科医院	839-0863	久留米市国分町本行999-2	
374	49	産科婦人科田崎クリニック	830-0027	久留米市長門石2丁目8-5	
375	50	産科婦人科渡辺レディースクリニック	839-0863	久留米市国分町224-15	
376	51	社会医療法人天神会野伏間クリニック	830-0058	久留米市野伏間1丁目9番6号	
377	52	親和胃腸科内科医院	830-0003	久留米市東櫛原町1504	
378	53	高岡整形外科医院	839-1233	久留米市田主丸町田主丸514	
379	54	出口外科胃腸科医院	839-0814	久留米市山川追分2丁目10の12番地	
380	55	林眼科医院	830-0032	久留米市東町361番地	
381	56	日高大腸肛門クリニック	839-0809	久留米市東合川1-10-16	
382	57	広津外科・消化器外科医院	830-0046	久留米市原古賀町27-1	
383	58	藤本ひろしレディースクリニック	830-0052	久留米市上津町105-9	
384	59	文化街診療所	830-0017	久留米市日吉町15-35	
385	60	萬年医院	830-0212	久留米市城島町江上上184	
386	61	みやはら産婦人科医院	830-0017	久留米市日吉町22-7	
387	62	とみおかレディースクリニック	830-0023	久留米市中央町8-39	
388	63	陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊医務室	839-0863	久留米市国分町100	
389	64	陸上自衛隊前川原駐屯地医務室	839-0852	久留米市高良内町2728	

県内の病院名簿

(平成26年3月10日現在)

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
1	1 医療法人小西第一病院	818-0068	筑紫野市石崎1-3-1	筑紫
2	2 医療法人文杏堂杉病院	818-0072	筑紫野市二日市中央1丁目3-2	筑紫
3	3 高山病院	818-0062	筑紫野市針摺中央2-11-10	筑紫
4	4 筑紫野病院	818-0012	筑紫野市大字天山37	筑紫
5	5 福岡県済生会二日市病院	818-0052	筑紫野市湯町3-13-1	筑紫
6	6 福岡大学筑紫病院	818-0067	筑紫野市俗明院1-1-1	筑紫
7	7 医療法人松風会二日市共立病院	818-0072	筑紫野市二日市中央2-10-1	筑紫
8	8 二日市整形外科病院	818-0061	筑紫野市紫2-22-1	筑紫
9	9 二日市中町病院	818-0072	筑紫野市二日市中央3-6-12	筑紫
10	10 牧病院	818-0066	筑紫野市大字永岡976-1	筑紫
11	11 医療法人徳洲会 二日市徳洲会病院	818-0072	筑紫野市二日市中央4-8-25	筑紫
12	12 岡部病院	816-0831	春日市大谷1-73	筑紫
13	13 自衛隊福岡病院	816-0824	春日市小倉東 1-61	筑紫
14	14 医療法人春成会樋口病院	816-0833	春日市紅葉ヶ丘東1-86	筑紫
15	15 医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	816-0864	春日市須玖北4-5	筑紫
16	16 渡辺病院	816-0861	春日市岡本1-105	筑紫
17	17 医療法人同仁会乙金病院	816-0901	大野城市乙金東4-12-1	筑紫
18	18 医療法人十全会おおりん病院	816-0942	大野城市中央1-13-8	筑紫
19	19 特定医療法人社団三光会誠愛リハビリテーション病院	816-0955	大野城市南大和2-7-2	筑紫
20	20 医療法人芙蓉会筑紫南ヶ丘病院	816-0971	大野城市大字牛頭1034-5	筑紫
21	21 医療法人つくし会病院	816-0902	大野城市乙金3-18-20	筑紫
22	22 医療法人社団扶洋会泰病院	816-0931	大野城市筒井1-3-1	筑紫
23	23 医療法人文佑会原病院	816-0943	大野城市白木原5-1-15	筑紫
24	24 木下病院	818-0117	太宰府市宰府1-6-23	筑紫
25	25 福岡県立精神医療センター太宰府病院	818-0125	太宰府市五条3-8-1	筑紫
26	26 医療法人恵山会丸山病院	818-0133	太宰府市坂本1-4-6	筑紫
27	27 水城病院	818-0104	太宰府市通古賀3-10-1	筑紫
28	28 医療法人正明会諸岡整形外科病院	811-1201	筑紫郡那珂川町片縄3-81	筑紫
29	29 医療法人豊資会加野病院	811-0220	糟屋郡新宮町中央駅前1-2-1	粕屋
30	30 北九州古賀病院	811-3113	古賀市千鳥2-12-1	粕屋
31	31 福岡聖恵病院	811-3105	古賀市大字鹿部482	粕屋
32	32 医療法人社団愛和会古賀中央病院	811-3101	古賀市天神1-13-30	粕屋
33	33 独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	811-3113	古賀市千鳥1-1-1	粕屋
34	34 産科・婦人科愛和病院	811-3101	古賀市天神5-9-1	粕屋
35	35 医療法人社団廣徳会岡部病院	811-2122	糟屋郡宇美町明神坂1-2-1	粕屋
36	36 医療法人みなみ粕屋南病院	811-2101	糟屋郡宇美町大字宇美10-87	粕屋
37	37 河野粕屋病院	811-2101	糟屋郡宇美町大字宇美10-2	粕屋
38	38 医療法人社団日晴会久恒病院	811-2204	糟屋郡志免町大字田富字牛丸152-1	粕屋
39	39 河野病院	811-2413	糟屋郡篠栗町大字尾仲139	粕屋
40	40 医療法人井上会篠栗病院	811-2413	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	粕屋
41	41 医療法人涇江堂三野原病院	811-2402	糟屋郡篠栗町大字金出3553	粕屋
42	42 一般財団法人西日本産業衛生会若杉病院	811-2416	糟屋郡篠栗町大字田中275	粕屋
43	43 上野外科胃腸科病院	811-2243	糟屋郡志免町志免 2-10-20	粕屋
44	44 社会保険仲原病院	811-2206	糟屋郡志免町別府北2丁目12番1号	粕屋
45	45 栄光病院	811-2205	糟屋郡志免町大字別府西3-8-15	粕屋
46	46 医療法人社団緑風会水戸病院	811-2243	糟屋郡志免町志免東4-1-1	粕屋
47	47 医療法人成雅会泰平病院	811-2111	糟屋郡須恵町大字新原14-7	粕屋
48	48 医療法人社団正信会水戸病院	811-2221	糟屋郡須恵町大字旅石115-483	粕屋
49	49 福岡県立粕屋新光園	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-2-1	粕屋
50	50 重症心身障害児施設久山療育園重症児者医療療育センター	811-2501	糟屋郡久山町大字久原1869	粕屋
51	51 医療法人社団三誠会ひまわり病院	811-2304	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1	粕屋
52	52 片井整形外科・内科病院	811-2302	糟屋郡粕屋町大字大隈132-1	粕屋
53	53 医療法人箱田会箱田病院	811-2304	糟屋郡粕屋町仲原1丁目14番14号	粕屋

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
54	福岡青洲会病院	811-2311	糟屋郡粕屋町長者原800-1	粕屋
55	医療法人有田病院	819-1117	糸島市前原西4-5-28	糸島
56	糸島医師会病院	819-1112	糸島市浦志 532-1	糸島
57	医療法人社団昭友会田中病院	819-1123	糸島市神在1378-3	糸島
58	原田病院	819-1132	糸島市大字有田 912-4	糸島
59	みなかぜ病院	819-1129	糸島市篠原西1丁目14-1	糸島
60	医療法人恵真会渡辺整形外科病院	819-1113	糸島市前原1811-1	糸島
61	井上病院	819-1104	糸島市波多江699-1	糸島
62	福吉病院	819-1641	糸島市二丈吉井4025-1	糸島
63	可也病院	819-1314	糸島市志摩師吉1200	糸島
64	小富士病院	819-1331	糸島市志摩久家2400	糸島
65	医療法人光洋会赤間病院	811-4147	宗像市石丸1-6-7	宗像・遠賀
66	医療法人十全会回生病院	811-4161	宗像市朝町200-1	宗像・遠賀
67	蜂須賀病院	811-3423	宗像市野坂2650	宗像・遠賀
68	摩利支病院	811-3436	宗像市東郷6-2-10	宗像・遠賀
69	宗像医師会病院	811-3431	宗像市大字田熊5-5-3	宗像・遠賀
70	宗像久能病院	811-4143	宗像市三郎丸5-1-15	宗像・遠賀
71	宗像病院	811-3414	宗像市光岡130	宗像・遠賀
72	森都病院	811-4175	宗像市田久3-3-1	宗像・遠賀
73	東福岡病院	811-3222	福津市津丸1164-3	宗像・遠賀
74	福岡病院	811-3216	福津市花見が浜1-5-1	宗像・遠賀
75	宮城病院	811-3207	福津市上西郷392-1	宗像・遠賀
76	宗像水光会総合病院	811-3207	福津市上西郷341-1	宗像・遠賀
77	北九州津屋崎病院	811-3307	福津市渡1693	宗像・遠賀
78	医療法人静かな海の会津屋崎中央病院	811-3307	福津市渡1564	宗像・遠賀
79	新中間病院	809-0018	中間市通谷1-36-1	宗像・遠賀
80	中間市立病院	809-0014	中間市蓮花寺3-1-7	宗像・遠賀
81	町立芦屋中央病院	807-0101	遠賀郡芦屋町幸町 8-30	宗像・遠賀
82	水北第一病院	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西3-13-13	宗像・遠賀
83	医療法人正周会水巻共立病院	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西4-2-1	宗像・遠賀
84	福岡新水巻病院	807-0051	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1	宗像・遠賀
85	医療法人社団清涼会岡垣記念病院	811-4218	遠賀郡岡垣町中央台3-22-1	宗像・遠賀
86	堤病院	811-4224	遠賀郡岡垣町鍋田2-1-1	宗像・遠賀
87	遠賀中間医師会おかがき病院	811-4204	遠賀郡岡垣町大字手野145	宗像・遠賀
88	遠賀中間医師会おなが病院	811-4342	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725番地2	宗像・遠賀
89	医療法人羅寿久会浅木病院	811-4312	遠賀郡遠賀町大字浅木2-30-1	宗像・遠賀
90	医療法人隆信会遠賀いそべ病院	811-4312	遠賀郡遠賀町大字浅木1211-3	宗像・遠賀
91	医療法人健愛会健愛記念病院	811-4313	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	宗像・遠賀
92	飯塚記念病院	820-0014	飯塚市鶴三緒1452-2	嘉穂・鞍手
93	飯塚病院	820-0018	飯塚市芳雄町3-83	嘉穂・鞍手
94	医療法人社団親和会共立病院	820-0044	飯塚市横田770-3	嘉穂・鞍手
95	児嶋病院	820-0042	飯塚市本町19-32	嘉穂・鞍手
96	社会保険二瀬病院	820-0054	飯塚市伊川1243-1	嘉穂・鞍手
97	医療法人永和会末永病院	820-0066	飯塚市幸袋124-1	嘉穂・鞍手
98	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター	820-0053	飯塚市伊岐須550-4	嘉穂・鞍手
99	たていわ病院	820-0003	飯塚市立岩1725	嘉穂・鞍手
100	明治記念病院	820-0067	飯塚市川津360-3	嘉穂・鞍手
101	医療法人遊心会大塚病院	821-0012	嘉麻市上山田1440-7	嘉穂・鞍手
102	嘉麻赤十字病院	821-0012	嘉麻市上山田1237	嘉穂・鞍手
103	松岡病院	821-0012	嘉麻市上山田1287	嘉穂・鞍手
104	石田病院	820-0607	嘉穂郡桂川町土師28	嘉穂・鞍手
105	有松病院	820-0206	嘉麻市鴨生824	嘉穂・鞍手
106	社会保険稲築病院	820-0207	嘉麻市口春744-1	嘉穂・鞍手
107	医療法人ユーアイ西野病院	820-0206	嘉麻市鴨生532	嘉穂・鞍手

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
108	108 飯塚市立病院	820-0088	飯塚市弁分633-1	嘉穂・鞍手
109	109 福岡県済生会飯塚嘉穂病院	820-0076	飯塚市太郎丸265	嘉穂・鞍手
110	110 三宅脳神経外科病院	820-0074	飯塚市楽市243-11	嘉穂・鞍手
111	111 頼田病院	820-1114	飯塚市口原1061-1	嘉穂・鞍手
112	112 医療法人仁正会鎌田病院	820-0303	嘉麻市中益420-1	嘉穂・鞍手
113	113 健康リハビリテーション内田病院	820-0301	嘉麻市牛隈2510-4	嘉穂・鞍手
114	114 健康保険直方中央病院	822-0001	直方市大字感田523-5	嘉穂・鞍手
115	115 社会保険直方病院	822-0024	直方市須崎町1-1	嘉穂・鞍手
116	116 高山病院	822-0007	直方市大字下境3910-50	嘉穂・鞍手
117	117 直方中村病院	822-0002	直方市大字頓野 993-1	嘉穂・鞍手
118	118 医療法人一寿会西尾病院	822-0026	直方市津田町9-38	嘉穂・鞍手
119	119 医療法人社団直心会西田病院	822-0005	直方市大字永満寺1347	嘉穂・鞍手
120	120 小竹町立病院	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1191	嘉穂・鞍手
121	121 独立行政法人くらて病院	807-1312	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	嘉穂・鞍手
122	122 医療法人安倍病院	823-0012	宮若市長井鶴250-3	嘉穂・鞍手
123	123 医療法人笠松会有吉病院	823-0015	宮若市上有木397-1	嘉穂・鞍手
124	124 鞍手共立病院	823-0001	宮若市龍徳554	嘉穂・鞍手
125	125 医療法人相生会宮田病院	823-0003	宮若市本城1636	嘉穂・鞍手
126	126 一本松すずかけ病院	825-0004	田川市大字夏吉142	田川
127	127 社会福祉法人柏芳会田川新生病院	825-0004	田川市大字夏吉3638	田川
128	128 社会保険田川病院	826-0023	田川市大字上本町10-18	田川
129	129 大法山病院	826-0045	田川市大字猪国690	田川
130	130 田川市立病院	825-8567	田川市大字糺1700-2	田川
131	131 見立病院	826-0041	田川市大字弓削田3237	田川
132	132 医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	825-0014	田川市魚町12-5	田川
133	133 英彦山病院	824-0603	田川郡添田町大字中元寺844-14	田川
134	134 糸田町立緑ヶ丘病院	822-1315	田川郡糸田町3187	田川
135	135 地方独立行政法人川崎町立病院	827-0003	田川郡川崎町大字川崎2430-1	田川
136	136 長主病院	827-0004	田川郡川崎町大字田原1121	田川
137	137 医療法人古川病院	827-0002	田川郡川崎町池尻296-1	田川
138	138 医療法人療仕会松本病院	827-0003	田川郡川崎町大字川崎1681-1	田川
139	139 医療法人上野病院	822-1102	田川郡福智町上野3420	田川
140	140 田川慈恵病院	822-1212	田川郡福智町弁城3552	田川
141	141 方城療育園	822-1212	田川郡福智町弁城4193-15	田川
142	142 医療法人社団医王会朝倉健生病院	838-0068	朝倉市甘木151-4	北筑後
143	143 甘木中央病院	838-0068	朝倉市甘木667	北筑後
144	144 甘木病院	838-0031	朝倉市屋永2295-2	北筑後
145	145 医療法人かつき会香月病院	838-0055	朝倉市下浦715	北筑後
146	146 朝倉医師会病院	838-0069	朝倉市来春422-1	北筑後
147	147 医療法人社団うら梅の郷会朝倉記念病院	838-0825	朝倉郡筑前町大久保500	北筑後
148	148 医療法人日新会稲永病院	838-0802	朝倉郡筑前町久光1264	北筑後
149	149 太刀洗病院	838-0823	朝倉郡筑前町山隈842-1	北筑後
150	150 医療法人格心会蒲池病院	838-0141	小郡市小郡1342-1	北筑後
151	151 医療法人協和病院	838-0144	小郡市祇園2-1-10	北筑後
152	152 嶋田病院	838-0141	小郡市小郡217-1	北筑後
153	153 聖和記念病院	838-0102	小郡市津古字半女寺1470-1	北筑後
154	154 本間病院	838-0106	小郡市三沢526	北筑後
155	155 医療法人海邦会松崎記念病院	838-0122	小郡市松崎18-7	北筑後
156	156 丸山病院	838-0113	小郡市山隈字弥八郎273-11	北筑後
157	157 医療法人オアシス福岡志恩病院	838-0101	小郡市美鈴が丘1-5-3	北筑後
158	158 筑後吉井こころホスピタル	839-1321	うきは市吉井町216-2	北筑後
159	159 医療法人原鶴温泉病院	839-1304	うきは市吉井町千年628	北筑後
160	160 筑後川温泉病院	839-1405	うきは市浮羽町古川1055	北筑後
161	161 聖ヨゼフ園	830-1226	三井郡大刀洗町大字山隈374-1	北筑後

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
162	みずま高邦会病院	831-0416	三潯郡大木町大字八町牟田1621-1	南筑後
163	医療法人社団高邦会高木病院	831-0016	大川市大字酒見141-11	南筑後
164	福田病院	831-0005	大川市大字向島1717-3	南筑後
165	医療法人社団慶仁会川崎病院	834-0024	八女市津江538番地	南筑後
166	公立八女総合病院	834-0034	八女市高塚540-2	南筑後
167	筑水会病院	834-0006	八女市吉田1191	南筑後
168	柳病院	834-0006	八女市吉田2-1	南筑後
169	八媛病院	834-0015	八女市本1486	南筑後
170	八女リハビリ病院	834-0006	八女市吉田2220-1	南筑後
171	医療法人清友会植田病院	833-0053	筑後市大字西牟田6359-3	南筑後
172	筑後市立病院	833-0041	筑後市大字和泉 917-1	南筑後
173	馬場病院	834-0115	八女郡広川町大字 新代1389-409	南筑後
174	姫野病院	834-0115	八女郡広川町大字 新代2316	南筑後
175	医療法人広川病院	834-0115	八女郡広川町大字 新代930	南筑後
176	横田病院	834-0115	八女郡広川町大字新代1428-94	南筑後
177	耳納高原病院	834-0201	八女市星野村字古道7277-7	南筑後
178	医療法人翠甲会甲斐病院	832-0077	柳川市筑紫町60-1	南筑後
179	医療法人金子病院	832-0086	柳川市久原65	南筑後
180	長田病院	832-0059	柳川市下宮永町523-1	南筑後
181	一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	832-0077	柳川市筑紫町29番地	南筑後
182	柳川リハビリテーション病院	832-0058	柳川市上宮永町113-2	南筑後
183	柳川療育センター	832-0058	柳川市上宮永町284-2	南筑後
184	新船小屋病院	835-0007	みやま市瀬高町長田1604	南筑後
185	柳川すぎ病院	832-0826	柳川市三橋町高畑263-1	南筑後
186	医療法人弘恵会ヨコクラ病院	839-0215	みやま市高田町濃施394	南筑後
187	みどりの杜病院	834-0051	八女市立野362-1	南筑後
188	大原病院	824-0008	行橋市宮市町2-5	京築
189	新田原聖母病院	824-0025	行橋市大字東徳永382	京築
190	医療法人森和会行橋中央病院	824-0031	行橋市西宮市5-5-42	京築
191	医療法人社団翠会行橋記念病院	824-0033	行橋市北泉3-11-1	京築
192	行橋厚生病院	824-0041	行橋市大字大野井640	京築
193	新行橋病院	824-0026	行橋市大字道場寺1411	京築
194	医療法人社団祥和会大川病院	828-0011	豊前市大字四郎丸281	京築
195	医療法人社団豊和会豊前病院	828-0048	豊前市大字久路土1545	京築
196	社会医療法人陽明会小波瀬病院	800-0344	京都郡苅田町大字新津1598	京築
197	医療法人白寿会苅田病院	800-0334	京都郡苅田町大字法正寺568	京築
198	健和会京町病院	800-0351	京都郡苅田町京町 2-21-1	京築
199	社会医療法人陽明会御所病院	800-0344	京都郡苅田町大字新津1400	京築
200	京都病院	824-0811	京都郡みやこ町勝山箕田298	京築
201	医療法人けやき会東病院	871-0811	築上郡吉富町大字広津593-1	京築
202	宮部病院	829-0311	築上郡築上町大字湊335	京築
203	1 医療法人豊司会新門司病院	800-0102	北九州市門司区大字猿喰615	北九州市(門司)
204	2 門司松ヶ江病院	800-0112	北九州市門司区大字畑355	北九州市(門司)
205	3 JR九州病院	800-0031	北九州市門司区高田2-1-1	北九州市(門司)
206	4 北九州市立門司病院	800-0021	北九州市門司区南本町3-1	北九州市(門司)
207	5 一般社団法人日本海員救済会門司救済会病院	801-0833	北九州市門司区清滝1-3-1	北九州市(門司)
208	6 門司田野浦病院	801-0803	北九州市門司区大字田野浦1018-1	北九州市(門司)
209	7 医療法人社団養寿園 春日病院	801-0823	北九州市門司区春日町22-19	北九州市(門司)
210	8 鳥巣病院	800-0114	北九州市門司区吉志5-5-10	北九州市(門司)
211	9 医療法人社団響会 緑ヶ丘病院	800-0043	北九州市門司区緑ヶ丘3-5	北九州市(門司)
212	10 新小文字病院	800-0057	北九州市門司区大里新町2-5	北九州市(門司)
213	11 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター	801-0853	北九州市門司区東港町3-1	北九州市(門司)
214	12 日明病院	803-0831	北九州市小倉北区日明3-3-32	北九州市(小倉北)
215	13 北九州小倉病院	802-0022	北九州市小倉北区上富野3-19-1	北九州市(小倉北)

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
216	14 公立大学法人九州歯科大学附属病院	803-8580	北九州市小倉北区真鶴2-6-1	北九州市(小倉北)
217	15 北九州市立医療センター	802-0077	北九州市小倉北区馬借2-1-1	北九州市(小倉北)
218	16 国家公務員共済組合連合会新小倉病院	803-0816	北九州市小倉北区金田1-3-1	北九州市(小倉北)
219	17 小倉中井病院	803-0836	北九州市小倉北区中井5-11-8	北九州市(小倉北)
220	18 新栄会病院	803-0856	北九州市小倉北区弁天町12-11	北九州市(小倉北)
221	19 林田病院	802-0038	北九州市小倉北区神幸町2-33	北九州市(小倉北)
222	20 南ヶ丘病院	803-0862	北九州市小倉北区今町3-13-1	北九州市(小倉北)
223	21 三萩野病院	802-0065	北九州市小倉北区三萩野1-12-18	北九州市(小倉北)
224	22 北九州中央病院	802-0084	北九州市小倉北区香春口1-13-1	北九州市(小倉北)
225	23 小倉記念病院	802-0001	北九州市小倉北区浅野三丁目2番1号	北九州市(小倉北)
226	24 松井病院	802-0071	北九州市小倉北区黄金2-9-14	北九州市(小倉北)
227	25 小倉リハビリテーション病院	803-0861	北九州市小倉北区篠崎1-5-1	北九州市(小倉北)
228	26 小倉到津病院	803-0846	北九州市小倉北区下到津5-10-31	北九州市(小倉北)
229	27 医療法人聖亮会聖ヨハネ病院	803-0846	北九州市小倉北区下到津3-5-8	北九州市(小倉北)
230	28 霧ヶ丘つだ病院	802-0052	北九州市小倉北区霧ヶ丘3-9-20	北九州市(小倉北)
231	29 医療法人社団響会前田病院	802-0062	北九州市小倉北区片野新町1-1-23	北九州市(小倉北)
232	30 健和会大手町病院	803-0814	北九州市小倉北区大手町15-1	北九州市(小倉北)
233	31 小倉第一病院	803-0844	北九州市小倉北区真鶴2-5-12	北九州市(小倉北)
234	32 大手町リハビリテーション病院	803-0814	小倉北区大手町14番18号	北九州市(小倉北)
235	33 小倉蒲生病院	802-0978	北九州市小倉南区蒲生5-5-1	北九州市(小倉南)
236	34 特定医療法人天臣会松尾病院	800-0252	北九州市小倉南区葛原高松1-2-30	北九州市(小倉南)
237	35 医療法人成康会堤小倉病院	802-0835	北九州市小倉南区大字堀越358	北九州市(小倉南)
238	36 北九州総合病院	800-0257	北九州市小倉南区湯川5-10-10	北九州市(小倉南)
239	37 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	北九州市(小倉南)
240	38 独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	800-0296	北九州市小倉南区曾根北町1番1号	北九州市(小倉南)
241	39 北九州市立総合療育センター	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	北九州市(小倉南)
242	40 沼本町病院	800-0208	北九州市小倉南区沼本町1-9-39	北九州市(小倉南)
243	41 慈恵曾根病院	800-0208	北九州市小倉南区沼本町4-2-19	北九州市(小倉南)
244	42 社会福祉法人杏和会やまびこ学園	803-0184	北九州市小倉南区大字木下608	北九州市(小倉南)
245	43 医療法人杏和会平尾台病院	803-0184	北九州市小倉南区大字木下555	北九州市(小倉南)
246	44 東和病院	802-0971	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1	北九州市(小倉南)
247	45 小倉南メディカルケア病院	800-0206	北九州市小倉南区葛原東2-14-2	北九州市(小倉南)
248	46 北九州湯川病院	800-0251	北九州市小倉南区葛原2-1-10	北九州市(小倉南)
249	47 医療法人あさひ松本病院	800-0242	北九州市小倉南区津田5-1-5	北九州市(小倉南)
250	48 小倉セントラル病院	800-0241	北九州市小倉南区長野本町4-6-1	北九州市(小倉南)
251	49 上曾根病院	800-0223	北九州市小倉南区上曾根5-13-1	北九州市(小倉南)
252	50 北九州安部山公園病院	800-0257	北九州市小倉南区大字湯川139-21	北九州市(小倉南)
253	51 北九州医療刑務所医療部病院	802-0837	北九州市小倉南区葉山町1-1-1	北九州市(小倉南)
254	52 産業医科大学若松病院	808-0024	北九州市若松区浜町 1-17-1	北九州市(若松)
255	53 若戸病院	808-0132	北九州市若松区大字小敷146	北九州市(若松)
256	54 芳野病院	808-0034	北九州市若松区本町2-15-6	北九州市(若松)
257	55 医療法人住田病院	808-0122	北九州市若松区大字蟹住1435	北九州市(若松)
258	56 青葉台病院	808-0141	北九州市若松区青葉台東1-1-1	北九州市(若松)
259	57 河内病院	805-0046	北九州市八幡東区田代町20-1	北九州市(八幡東)
260	58 医療法人緑風会八幡大蔵病院	805-0045	北九州市八幡東区河内2-4-11	北九州市(八幡東)
261	59 北九州市立八幡病院	805-0061	北九州市八幡東区西本町4-18-1	北九州市(八幡東)
262	60 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	805-0050	北九州市八幡東区春の町5-9-27	北九州市(八幡東)
263	61 製鉄記念八幡病院	805-0050	北九州市八幡東区春の町1-1-1	北九州市(八幡東)
264	62 北九州八幡東病院	805-0061	北九州市八幡東区西本町2-1-17	北九州市(八幡東)
265	63 医療法人ふらて会西野病院	805-0033	北九州市八幡東区山路松尾町13-27	北九州市(八幡東)
266	64 大平メディカルケア病院	806-0083	北九州市八幡西区大平3-14-7	北九州市(八幡西)
267	65 小嶺江藤病院	807-0081	北九州市八幡西区小嶺3-19-1	北九州市(八幡西)
268	66 医療法人社団翠会八幡厚生病院	807-0846	北九州市八幡西区里中3-12-12	北九州市(八幡西)
269	67 医療法人三憲会折尾病院	807-0801	北九州市八幡西区本城3-26-18	北九州市(八幡西)

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
270	68 九州厚生年金病院	806-8501	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	北九州市(八幡西)
271	69 医療法人しょうわ会正和なみき病院	806-0037	北九州市八幡西区東王子町13-1	北九州市(八幡西)
272	70 医療法人浜田病院	806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-8-7	北九州市(八幡西)
273	71 医療法人社団黒崎整形外科病院	806-0032	北九州市八幡西区筒井町5-29	北九州市(八幡西)
274	72 新生会病院	807-0075	北九州市八幡西区下上津役1-5-1	北九州市(八幡西)
275	73 医療法人香林会香月中央病院	807-1102	北九州市八幡西区香月中央1-14-18	北九州市(八幡西)
276	74 医療法人社団尚蘇会エンゼル病院	807-0828	北九州市八幡西区友田1-11-1	北九州市(八幡西)
277	75 浜崎病院	807-0082	北九州市八幡西区小嶺台1-1-15	北九州市(八幡西)
278	76 医療法人健美会佐々木病院	807-1114	北九州市八幡西区吉祥寺町9-36	北九州市(八幡西)
279	77 東筑病院	807-0856	北九州市八幡西区八枝1-7-20	北九州市(八幡西)
280	78 産業医科大学病院	807-8556	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	北九州市(八幡西)
281	79 医療法人社団誠心会萩原中央病院	806-0059	北九州市八幡西区萩原1-10-1	北九州市(八幡西)
282	80 医療法人しょうわ会正和中央病院	807-0856	北九州市八幡西区八枝3-13-1	北九州市(八幡西)
283	81 八幡西病院	807-0082	北九州市八幡西区小嶺台1-16-23	北九州市(八幡西)
284	82 青山中央外科病院	806-0043	北九州市八幡西区青山1-7-2	北九州市(八幡西)
285	83 丘ノ規病院	807-0831	北九州市八幡西区大字則松104-1	北九州市(八幡西)
286	84 八幡慈恵病院	807-1261	北九州市八幡西区木屋瀬1-12-23	北九州市(八幡西)
287	85 医療法人財団はまゆう会王子病院	806-0037	北九州市八幡西区東王子町4-17	北九州市(八幡西)
288	86 療養介護事業所 ひなた家	807-1144	北九州市八幡西区真名子2-2-12	北九州市(八幡西)
289	87 戸畑リハビリテーション病院	804-0092	北九州市戸畑区小芝2-4-31	北九州市(戸畑)
290	88 戸畑共立病院	804-0093	北九州市戸畑区沢見二丁目5番1号	北九州市(戸畑)
291	89 戸畑けんわ病院	804-0082	北九州市戸畑区新池1-5-5	北九州市(戸畑)
292	90 医療法人医和基会牧山中央病院	804-0066	北九州市戸畑区初音町13-13	北九州市(戸畑)
293	1 けご病院	810-0023	福岡市中央区警固1-14-8	中央
294	2 博愛会病院	810-0034	福岡市中央区筈丘1-28-25	中央
295	3 堤病院	810-0005	福岡市中央区清川3-17-11	中央
296	4 石蔵病院	810-0042	福岡市中央区赤坂3-2-13	中央
297	5 秋本病院	810-0023	福岡市中央区警固1-8-3	中央
298	6 独立行政法人国立病院機構九州医療センター	810-8563	福岡市中央区地行浜1-8-1	中央
299	7 福岡県済生会福岡総合病院	810-0001	福岡市中央区天神1-3-46	中央
300	8 溝口外科整形外科病院	810-0001	福岡市中央区天神4-6-25	中央
301	9 医療法人社団広仁会広瀬病院	810-0004	福岡市中央区渡辺通1-12-11	中央
302	10 医療法人佐田厚生会佐田病院	810-0004	福岡市中央区渡辺通2-4-28	中央
303	11 福岡市立こども病院・感染症センター	810-0063	福岡市中央区唐人町2-5-1	中央
304	12 国家公務員共済組合連合会浜の町病院	810-8539	福岡市中央区舞鶴3-5-27	中央
305	13 及川病院	810-0014	福岡市中央区平尾2-21-16	中央
306	14 平尾山病院	810-0014	福岡市中央区平尾5-22-18	中央
307	15 薬院ひ尿器科病院	810-0022	福岡市中央区薬院2-5-20	中央
308	16 福岡通信病院	810-8798	福岡市中央区薬院2-6-11	中央
309	17 井槌病院	810-0022	福岡市中央区薬院4-15-6	中央
310	18 福岡城南病院	810-0022	福岡市中央区薬院4-6-9	中央
311	19 医療法人福岡桜十字桜十字福岡病院	810-0004	福岡市中央区渡辺通3-5-11	中央
312	20 医療法人相生会 新吉塚病院	812-0041	福岡市博多区吉塚7-6-29	博多
313	21 福岡市民病院	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-1	博多
314	22 医療法人相生会金隈病院	812-0863	福岡市博多区金の隈3-24-16	博多
315	23 博多心臓血管病院	812-0035	福岡市博多区中呉服町3-15	博多
316	24 医療法人博腎会博腎会病院	812-0018	福岡市博多区住吉2-21-21	博多
317	25 成田整形外科病院	812-0018	福岡市博多区住吉4-30-42	博多
318	26 友田病院	812-0894	福岡市博多区諸岡4-28-24	博多
319	27 医療法人松井医仁会大島眼科病院	812-0036	福岡市博多区上呉服町11-8	博多
320	28 社会医療法人社団至誠会木村病院	812-0044	福岡市博多区千代2-13-19	博多
321	29 千鳥橋病院	812-0044	福岡市博多区千代5-18-1	博多
322	30 古森病院	812-0020	福岡市博多区対馬小路9-13	博多
323	31 医療法人原三信病院	812-0033	福岡市博多区大博町1-8	博多

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
324	32 さく病院	812-0895	福岡市博多区竹下4-6-25	博多
325	33 医療法人永野病院	812-0861	福岡市博多区浦田1-31-1	博多
326	34 林眼科病院	812-0011	福岡市博多区博多駅前4-23-35	博多
327	35 医療法人 小野病院	812-0017	福岡市博多区美野島3-5-21	博多
328	36 公立学校共済組合九州中央病院	815-8588	福岡市南区塩原3-23-1	南
329	37 独立行政法人国立病院機構福岡病院	811-1394	福岡市南区屋形原4-39-1	南
330	38 南折立病院	811-1311	福岡市南区横手1-14-1	南
331	39 那珂川病院	811-1345	福岡市南区向新町2-17-17	南
332	40 福岡保養院	815-0004	福岡市南区高木1-17-5	南
333	41 医療法人寺沢病院	815-0084	福岡市南区市崎1-14-11	南
334	42 井口野間病院	815-0074	福岡市南区寺塚1-3-47	南
335	43 医療法人恵光会原病院	815-0042	福岡市南区若久2-6-1	南
336	44 若久病院	815-0042	福岡市南区若久5-3-1	南
337	45 福岡赤十字病院	815-8555	福岡市南区大楠3-1-1	南
338	46 白濱病院	811-1313	福岡市南区日佐4-39-20	南
339	47 独立行政法人国立病院機構九州がんセンター	811-1395	福岡市南区野多目3-1-1	南
340	48 福岡整形外科病院	815-0063	福岡市南区柳河内2-10-50	南
341	49 西岡病院	811-1346	福岡市南区老司2-3-34	南
342	50 中村病院	811-1346	福岡市南区老司3-33-1	南
343	51 夫婦石病院	811-1355	福岡市南区大字檜原853-9	南
344	52 医療法人社団誠和会牟田病院	814-0163	福岡市早良区干隈3-9-1	早良
345	53 医療法人原信会原口病院循環器科内科	814-0032	福岡市早良区小田部 6-11-15	早良
346	54 福岡記念病院	814-8525	福岡市早良区西新1-1-35	早良
347	55 吉村病院	814-0002	福岡市早良区西新3-11-27	早良
348	56 福岡市医師会成人病センター	814-8522	福岡市早良区祖原15-7	早良
349	57 福西会南病院	811-1122	福岡市早良区早良1-5-55	早良
350	58 福岡歯科大学医科歯科総合病院	814-0193	福岡市早良区田村 2-15-1	早良
351	59 医療法人楽天堂広橋病院	811-1102	福岡市早良区東入部 6-20-56	早良
352	60 医療法人社団福光会福田眼科病院	814-0013	福岡市早良区藤崎 1-24-1	早良
353	61 福西会病院	814-0171	福岡市早良区野芥 1-2-36	早良
354	62 油山病院	814-0171	福岡市早良区野芥 5-6-37	早良
355	63 医療法人正誠会倉重病院	814-0033	福岡市早良区有田 2-10-50	早良
356	64 福岡山王病院	814-0001	福岡市早良区百道浜3丁目6番45号	早良
357	65 香椎丘リハビリテーション病院	813-0002	福岡市東区下原2-24-36	東
358	66 雁の巣病院	811-0206	福岡市東区雁の巣1-26-1	東
359	67 香椎原病院	813-0011	福岡市東区香椎3-3-1	東
360	68 香椎療養所	813-0011	福岡市東区香椎1-9-15	東
361	69 疋田病院	813-0011	福岡市東区香椎4-8-15	東
362	70 医療法人福満会ふくみつ病院	813-0016	福岡市東区香椎浜4-10-1	東
363	71 医療法人済世会河野名島病院	813-0043	福岡市東区名島4-28-53	東
364	72 国家公務員共済組合連合会千早病院	813-8501	福岡市東区千早2-30-1	東
365	73 医療法人輝栄会福岡輝栄会病院	813-0044	福岡市東区千早5-11-5	東
366	74 八木病院	812-0054	福岡市東区馬出2-21-25	東
367	75 九州大学病院	812-0054	福岡市東区馬出3-1-1	東
368	76 福岡共立病院	812-0061	福岡市東区筥松1-3-9	東
369	77 原土井病院	813-8588	福岡市東区青葉6-40-8	東
370	78 東福岡和仁会病院	811-0204	福岡市東区奈多1-4-1	東
371	79 松田病院	812-0053	福岡市東区箱崎2-10-2	東
372	80 福岡山田病院	812-0053	福岡市東区箱崎3-9-26	東
373	81 貝塚病院	812-0053	福岡市東区箱崎7-7-27	東
374	82 三善病院	813-0001	福岡市東区唐原4-18-15	東
375	83 福岡和白病院	811-0213	福岡市東区和白丘2-2-75	東
376	84 たたらリハビリテーション病院	813-0031	福岡市東区八田1-4-66	東
377	85 杉岡記念病院	813-0015	福岡市東区香椎照葉3-6-1	東

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
378	86 福岡リハビリテーション病院	819-8551	福岡市西区野方7-770	西
379	87 医療法人輝松会松尾内科病院	819-0051	福岡市西区下山門団地40-5	西
380	88 村上華林堂病院	819-8585	福岡市西区戸切2-14-45	西
381	89 医療法人社団益豊会今宿病院	819-0167	福岡市西区今宿2-12-7	西
382	90 医療法人白翠園春日病院	819-0162	福岡市西区今宿青木 1105	西
383	91 今津赤十字病院	819-0165	福岡市西区今津377	西
384	92 シーサイド病院	819-0165	福岡市西区今津3810	西
385	93 川添記念病院	819-0165	福岡市西区今津4760	西
386	94 医療法人三裕会拾六町病院	819-0041	福岡市西区拾六町2-23-10	西
387	95 聖峰会マリン病院	819-0001	福岡市西区小戸3-55-12	西
388	96 福岡和仁会病院	819-0055	福岡市西区生の松原1-33-18	西
389	97 医療法人西福岡病院	819-8555	福岡市西区生の松原3-18-8	西
390	98 社会医療法人財団白十字会白十字病院	819-0025	福岡市西区石丸3-2-1	西
391	99 福岡豊栄会病院	819-0383	福岡市西区大字田尻2703-1	西
392	100 伊都の丘病院	819-0375	福岡市西区大字徳永697番地	西
393	101 医療法人社団朝菊会昭和病院	819-0375	福岡市西区大字徳永字大町911-1	西
394	102 倉光病院	819-0037	福岡市西区大字飯盛664-1	西
395	103 早良病院	819-0002	福岡市西区姪の浜2-2-50	西
396	104 医療法人南川整形外科病院	819-8533	福岡市西区姪の浜4-14-17	西
397	105 茂木病院	819-0002	福岡市西区姪の浜6-1-20	西
398	106 医療法人敬天会武田病院	819-0041	福岡市西区拾六町4-45-1	西
399	107 福岡大学病院	814-0180	福岡市城南区七隈7-45-1	城南
400	108 医療法人格心会晴明病院	814-0133	福岡市城南区七隈8-20-10	城南
401	109 佐田整形外科病院	814-0121	福岡市城南区神松寺 2-19-2	城南
402	110 福岡鳥飼病院	814-0103	福岡市城南区鳥飼6-8-5	城南
403	111 長尾病院	814-0153	福岡市城南区樋井川 3-47-1	城南
404	112 医療法人和浩会安藤病院	814-0104	福岡市城南区別府1-2-1	城南
405	113 松永病院	814-0142	福岡市城南区片江1-4-38	城南
406	114 さくら病院	814-0142	福岡市城南区片江4-16-15	城南
407	1 医療法人幸親会有明病院	836-0073	大牟田市船津町440-3	大牟田市
408	2 大牟田記念病院	837-0924	大牟田市大字歴木1841	大牟田市
409	3 医療法人悠久会大牟田共立病院	836-0012	大牟田市明治町3-7-5	大牟田市
410	4 大牟田市立病院	836-0861	大牟田市宝坂町2-19-1	大牟田市
411	5 大牟田保養院	836-0872	大牟田市黄金町1-178	大牟田市
412	6 医療法人洗心会倉永病院	837-0904	大牟田市大字吉野843	大牟田市
413	7 医療法人けんこう兼行病院	837-0924	大牟田市大字歴木977-4	大牟田市
414	8 独立行政法人国立病院機構大牟田病院	837-0911	大牟田市大字橘1044-1	大牟田市
415	9 米の山病院	837-0922	大牟田市大字今山2324-1	大牟田市
416	10 医療法人完光会今野病院	836-0874	大牟田市末広町5-2	大牟田市
417	11 医療法人静光園白川病院	837-0926	大牟田市上白川町1-146	大牟田市
418	12 不知火病院	836-0004	大牟田市大字手鎌1800	大牟田市
419	13 菅原病院	836-0072	大牟田市上屋敷町1-1-3	大牟田市
420	14 杉循環器科内科病院	837-0916	大牟田市大字田隈950-1	大牟田市
421	15 曽我病院	837-0904	大牟田市大字吉野859	大牟田市
422	16 医療法人静光園第二病院	836-0885	大牟田市下池町29	大牟田市
423	17 医療法人恒生堂永田整形外科病院	836-0843	大牟田市不知火町1-6-3	大牟田市
424	18 福岡県済生会大牟田病院	837-0916	大牟田市大字田隈810	大牟田市
425	19 三宅病院	836-0806	大牟田市東新町2-2-5	大牟田市
426	20 医療法人富松記念会三池病院	837-0921	大牟田市大字三池855	大牟田市
427	21 みさき病院	836-0002	大牟田市大字岬1230	大牟田市
428	22 社会保険大牟田天領病院	836-0054	大牟田市天領町1-100	大牟田市
429	23 社会保険大牟田吉野病院	837-0904	大牟田市大字吉野字中尾1063	大牟田市
430	24 南大牟田病院	836-0094	大牟田市臼井町23-1	大牟田市
431	1 久留米リハビリテーション病院	839-0827	久留米市山本町豊田1887	久留米市

県内の病院名簿

No.	施設名称	郵便番号	住 所	管轄保健所
432	3 医療法人楠病院	830-0017	久留米市日吉町115	久留米市
433	4 医療法人日新会久留米記念病院	839-0809	久留米市東合川8-8-22	久留米市
434	5 医療法人光生会久留米厚生病院	830-0052	久留米市上津町2072-306	久留米市
435	6 久留米大学医療センター	839-0863	久留米市国分町 155-1	久留米市
436	7 久留米大学病院	830-0011	久留米市旭町67	久留米市
437	8 久留米中央病院	830-0001	久留米市小森野 2-3-8	久留米市
438	9 社会医療法人天神会新古賀病院	830-8577	久留米市天神町120	久留米市
439	10 社会保険久留米第一病院	830-0013	久留米市櫛原町21	久留米市
440	11 社会医療法人天神会古賀病院21	839-0801	久留米市宮ノ陣3-3-8	久留米市
441	12 聖マリア病院	830-8543	久留米市津福本町422	久留米市
442	13 医療法人聖ルチア会聖ルチア病院	830-0047	久留米市津福本町1012	久留米市
443	14 医療法人蔦の会たなか病院	839-0821	久留米市太郎原町1267	久留米市
444	15 医療法人松風海内藤病院	830-0038	久留米市西町1164-1	久留米市
445	16 高良台リハビリテーション病院	830-0054	久留米市藤光町 965-2	久留米市
446	17 半井病院	839-0852	久留米市高良内町 4472	久留米市
447	18 南陵病院	830-0066	久留米市荒木町下荒木1616-1	久留米市
448	19 のぞえ総合心療病院	830-0053	久留米市藤山町1730	久留米市
449	20 博愛病院	839-0863	久留米市国分町223-1	久留米市
450	21 花畑病院	830-0038	久留米市西町914	久留米市
451	22 くるめ病院	839-0865	久留米市新合川2-2-18	久留米市
452	23 医療法人社団堀川会堀川病院	830-0038	久留米市西町510	久留米市
453	24 松岡病院	830-0078	久留米市安武町住吉1766	久留米市
454	25 医療法人社団芳英会宮の陣病院	839-0801	久留米市宮ノ陣1-1-70	久留米市
455	26 弥永協立病院	830-0031	久留米市六ツ門町12-12	久留米市
456	27 医療法人日高整形外科病院	830-0053	久留米市藤山町1644-5	久留米市
457	28 田主丸中央病院	839-1213	久留米市田主丸町益生田892	久留米市
458	29 ゆうかり医療療育センター	839-1216	久留米市田主丸町中尾1272-1	久留米市
459	30 医療法人吉村病院	839-1233	久留米市田主丸町田主丸520-1	久留米市
460	31 神代病院	830-1102	久留米市北野町八重亀382-1	久留米市
461	32 富田病院	830-0223	久留米市城島町四郎丸261	久留米市
462	33 医療法人十連病院	830-0111	久留米市三潴町西牟田6557-89	久留米市
463	34 安本病院	830-0112	久留米市三潴町玉満2371	久留米市